

(独立行政法人教職員支援機構委嘱事業)
 教員の資質向上のための研修プログラム開発・実施支援事業報告書

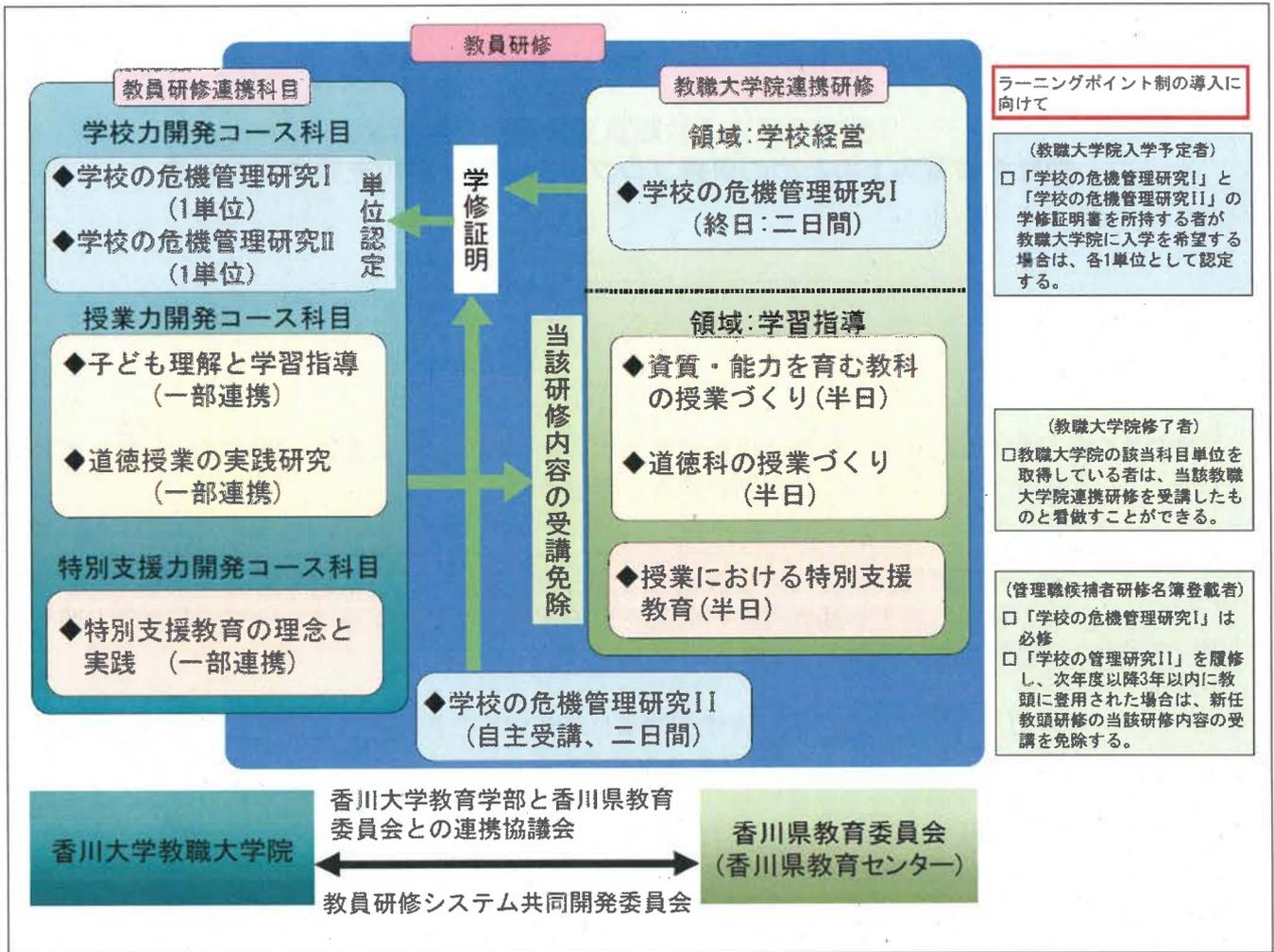
| | |
|-----------------|---|
| <p>プログラム名</p> | <p>香川県教員等人材育成指標に基づくスクールリーダー養成・研修プログラムの開発～ラーニングポイント制の導入に向けて～</p> |
| <p>プログラムの特徴</p> | <p>今後の教員研修に係る教職大学院と教育委員会との連携・協働の在り方についての検討に資する基礎資料の収集を目的とし、以下の4点についてプログラム開発及び検討を行った。</p> <p>① 香川県教員等人材育成指標項目に対応した教員研修連携科目「学校の危機管理研究Ⅰ・Ⅱ」のプログラムを開発した。</p> <p>② 学修後の単位認定及び教員研修受講免除制度の構築に向け教員研修との連関について検討した。</p> <p>③ 「学びたいことを学べる時に」の理念の具現化を目指し、事前研修や学修方法、受講手続きの在り方など学修環境の整備を検討した。</p> <p>研修プログラム開発・実施にあたっては、教職大学院と教育委員会との連携による「教員研修システム共同開発委員会」の下、「研修プログラム開発・検証部会」、「開発プログラム評価委員会」及び「教員研修システム共同開発ワーキンググループ」を編成した。</p> |

令和 2年 3月

機関名 香川大学

連携先 香川県教育委員会

プログラムの全体概要



<事前学修システム>



教員研修連携科目「学校の危機管理研究 I・II」の事前学習と科目履修の進め方



1. 開発の目的・方法・組織

(1) 開発の目的

社会の進歩や変化が急速に速まり学校を取り巻く環境が大きく変容する中、学校教育の直接の担い手である教員の資質能力の向上を図ることは喫緊の課題となっている。とりわけ教員の大量退職・大量採用による教員の経験年数の均衡が崩れてきている。そうしたことを背景に、教職大学院の使命として、地域の教育委員会との密接な連携協力によりミドルリーダー及び「チームとしての学校」体制を構築し運営するスクールリーダーを養成することが求められている。

香川大学教職大学院学校力開発コースでは、平成28年の開設当初から「自律的学校経営を目指し、学校における指導的役割を担う学校管理職及び中堅教員を養成する」ことを目的・機能として掲げている。また、令和2年4月の「教科領域を含む拡充した教職大学院への移行」に向けた改編・拡充にあたり、学校力開発コースでは、香川県教育委員会・香川県教育センターとの連携協力を強化し、香川県教員等人材育成指標に基づいた危機管理をはじめとする高度な実務能力を備えたスクールリーダーの育成に重点的に取り組むこととしている。

さらに、全国的にも教職生活全体を通じて学び続ける教員を支え、教員の資質・能力の多様化及び高度化を図り、現職教員を対象とした大学院レベルの高度な研修プログラムを開発・実施することが求められている。

これまで香川県では、平成14年5月に「教員養成の充実、教員の資質・能力の向上及び教育上の諸課題の検討に係る覚書」を交わし、香川大学教育学部と香川県教育委員会との間で密接な連携協力が行われてきた。この関係性を一層強化し、学び続ける教員を支援する観点から教職大学院科目と教員研修との連関の在り方について研究実践を行い、実際的な基礎情報を得ることにより、教職大学院と香川県教育委員会が一体となった教員研修体系の構築に寄与することは、大学による地域貢献の一環と考えている。

そこで本事業では、次代を担うスクールリーダーの養成・研修プログラムの開発並びに履修証明制度やラーニングポイント制など教員研修受講制度の改善に向けた基礎情報の収集を目指して実施した。

具体的な目的は、以下のとおりである。

1) 学校の危機管理に関する研修プログラムの開発

香川県教員等人材育成指標に対応し、かつ学校で生じる様々な危機に対応する上で必要となる校内体制づくりの視点や考え方などを学修するとともに課題に対応できる力量を高め、スクールリーダーとしての高度な実践力を身に付けるための研修プログラムを開発する。

2) 研修プログラム実施に係る基礎情報の収集

教員自身が探究力を持ち学び続ける資質能力を高めるためには、研修方法や手続き、実施形態などの改善が必要となることから、研修プログラムを効率的・効果的に実施するための在り方を検討する。

3) ラーニングポイント制導入に係る基礎情報の収集

個々の教員が自主的・自律的に研修することを支援する体制の一つとしてラーニングポイント制の導入を視野に入れ、学修履歴の活用を図るための具体的な方策を検討・実施する。

(2) 開発の方法

1) 学校の危機管理に関する研修プログラムの開発

ア 香川県教員等人材育成指標に対応する研修内容を検討し、シラバスを作成した。

イ 研修プログラム内容の妥当性と効果について検証した。

- ・受講者アンケート
- ・プログラム評価委員による評価

○ 「研修プログラム開発部会」の実施状況
 <シラバスの作成>

| 実施回 | 実施日 | 実施内容 |
|------|--------|---------------------|
| 第1回 | 4月11日 | 事業実施計画の確認と分担 |
| 第2回 | 5月9日 | 学修内容の検討 |
| 第3回 | 6月11日 | シラバス案及び教材等の検討 |
| 第4回 | 7月23日 | 学修の実施方法及び指導細案の検討 |
| 第5回 | 8月30日 | 学校の危機管理研究Ⅰ実施状況の検討 |
| 第6回 | 10月8日 | 学校の危機管理研究Ⅱ授業内容の検討 |
| 第7回 | 11月19日 | 学校の危機管理研究Ⅱ実施状況の検討 |
| 第8回 | 12月24日 | 教員研修連携科目の取扱いについての検討 |
| 第9回 | 1月21日 | 教員研修連携科目の取扱いについての検討 |
| 第10回 | 2月20日 | 次年度学修内容及び教材等の検討 |
| 第11回 | 3月16日 | 次年度シラバスの検討 |

<研修プログラム内容の妥当性と効果等の検証>

① 受講者アンケートの実施

(調査日)

- ・「学校の危機管理研究Ⅰ」(実施日:令和元年8月2日(金)、8月7日(水))
- ・「学校の危機管理研究Ⅱ」(実施日:令和元年9月21日(土)、10月26日(土))

(調査方法)

- ・研修会場でアンケート調査用紙を配布し、研修終了後に回収した。
 - ・アンケート調査は、学修時間(1コマ)ごとに、下記6項目について4件法で回答を求めた。
- なお、教員研修連携科目の在り方、本日の講義及び科目運営等については、自由記述として、回答をもとめた。

(アンケート調査項目)

- 本日の授業の難易度や進行速度は適切でしたか。(授業難易度・速度)
- 本日の授業内容は、シラバス(授業計画に沿った内容でしたか。(授業の計画性)
- 本日の授業に関する事前学修は、授業理解の助けになりましたか。(事前学修の適切さ)
- 本日の授業内容は、現職教員研修として適切な内容でしたか。(情報の適切さ)
- 本日の授業内容は、今後の学校運営における危機管理にあたって十分に実践的内容になっていましたか。(実践的妥当性)
- 本日の授業内容は、現職教員研修として満足できるものでしたか。(満足度)

② プログラム評価委員による評価

プログラム評価委員(4名)に研修の様子への参観及びビデオ視聴をしていただき、「評価票」を作成していただいた。

(「評価票」の提出期限)

- ・「学校の危機管理研究Ⅰ」:令和元年9月13日(金)
- ・「学校の危機管理研究Ⅱ」:令和元年11月29日(金)

(評価の観点)

- 現職教員研修としての情報の適切さ・実践的妥当性
- 教職大学院における教育としての水準の妥当性
- アクティブ・ラーニング等による現職教員研修の在り方の提案性
- その他意見及び感想

2) 研修プログラム実施に係る基礎的情報の収集

ア 「事前学修動画」を作成し、限定版 YouTube を活用して配信した。

イ 事前学修の改善を図るため、受講者アンケートを実施した。

(実施方法)

〈事前学修動画の制作〉

- ・研修の各担当者が作成した資料を説明している様子を動画として制作した。
- ・受講者のみが視聴できる「限定 YouTube 動画」を配信

〈受講者アンケート〉

- ・前述のとおり、受講者を対象としたアンケート調査項目として「本日の授業に関する事前学修は、授業理解の助けになりましたか。(事前学修の適切さ)」を設けた。

3) ラーニングポイント制導入に係る基礎的情報の収集

ア 先導的に取り組んでいる教職大学院及び教育委員会から情報収集した。

イ 実施検討部会(ワーキンググループ)を編成し、具体的な方策を検討した。

〈他大学等からの情報収集〉

- ・教職員支援機構(教職大学院セミナー) 平成31年4月25日、26日
- ・岐阜大学教職大学院 令和元年6月7日
- ・岡山大学教職大学院(日本教育大学研究大会) 令和元年10月5日
- ・日本教職大学院協会研究大会 令和元年12月7日、8日
- ・千葉大学教職大学院 令和2年 2月8日
- ・弘前大学教職大学院及び青森県教育委員会 令和2年 2月17日・18日
- ・教職員支援機構(教職大学院教職員研究セミナー) 令和2年 2月20日・21日

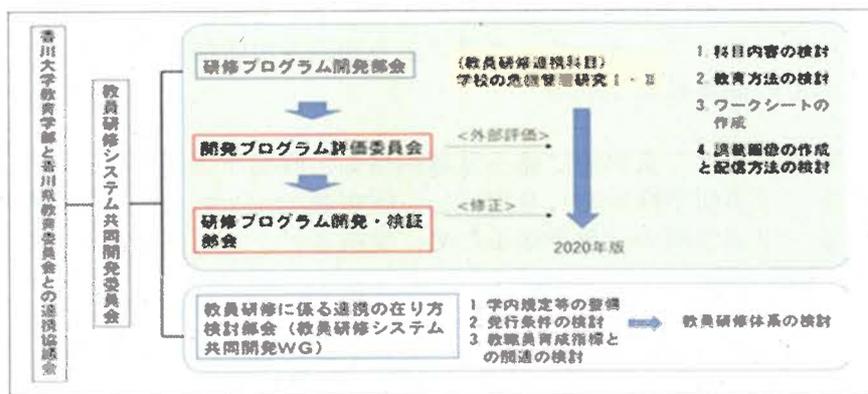
〈教員研修の連携に係るワーキング〉

| 実施 | 実施日 | 実施内容 |
|-----|--------|---|
| 第1回 | 10月2日 | 教員研修に係るラーニングポイント制を視野に入れた体制の在り方などを具体的に検討することの共通理解 |
| 第2回 | 11月21日 | 教職大学院における科目等履修制度の活用と教員研修内容の高度化に係る「教職大学院連携研修」設置の方向性についての協議 |
| 第3回 | 12月27日 | 次年度における連携内容についての協議 |
| 第4回 | 1月24日 | 教員研修システム共同開発委員会提案資料の確認 |
| 第5回 | 2月27日 | 「連携協議会」決定事項の具現化に向けた検討 |

(3) 開発組織

1) 教職大学院と教育委員会との連携及び研修プログラム開発に係る組織体系

香川大学と香川県教育委員会は、2002年5月に教員養成の充実、教員の資質・能力の向上及び教育上の諸課題の検討に係る覚書を交わし、「香川大学教育学部と香川県教育委員会との連携協議会」（以下「連携協議会」という。）を設置し、継続的な協議が行われてきた。



【図1 事業推進に係る組織体系】

近年の学校を取り巻く状況に鑑み、教員研修の在り方について具体的な改善策を検討し、実施する必要が高まったことから、2018年2月、「連携協議会」の下に「教員研修システム共同開発委員会」（以下「システム委員会」という。）を設置した。本事業の受託を契機に香川県教職員等育成指標に基づく教員研修に係る教職大学院と県教育委員会等との連携の在り方などについて検討し、研修体系や体制、実施方法等について具体的な方策を「システム委員会」へ提言する部会として、教員研修に係る連携の在り方検討部会「教員研修システム共同開発ワーキンググループ（WG）」を設置した。

<教員研修システム共同開発委員会>

| No. | 所属・職名 | 氏名 | 担当・役割 | 備考 |
|-----|----------------------|-------|-------|---|
| 1 | 香川大学教育学部 教授 | 毛利 猛 | 委員長 | 学部長（～令和元. 9. 30） 副学部長 附属教職支援センター長 |
| 2 | 教授 | 野崎 武司 | 委員 | |
| 3 | 教授 | 松村 雅文 | 委員 | |
| 4 | 特命教授 | 野村 一夫 | 委員 | |
| 5 | 香川県教育委員会事務局 義務教育課 課長 | 小柳 和代 | 委員 | |
| 6 | 課長補佐 | 三好 健浩 | 委員 | |
| 7 | 主任管理主事 | 川上 り彩 | 委員 | |
| 8 | 香川県教育センター 所長 | 真鍋 佳樹 | 委員 | |
| 9 | 教職員研修課 課長 | 齋藤 浩 | 委員 | |

2) 学校の危機管理に関する研修プログラムの開発及び実施に係る基礎的情報の収集

<研修プログラム開発部会・検証部会>

| No. | 所属・職名 | 氏名 | 担当・役割 | 備考 |
|-----|--------------|-------|---------------|------|
| 1 | 香川大学教職大学院 教授 | 毛利 猛 | プログラム開発・総括責任者 | 研究科長 |
| 2 | 教授 | 柳澤 良明 | プログラム開発・総括責任者 | 副専攻長 |
| 3 | 准教授 | 金網 知征 | プログラム開発 | |
| 4 | 准教授 | 宮前 淳子 | プログラム開発 | |
| 5 | 特命教授 | 津山 勝義 | プログラム開発 | |
| 6 | 特命教授 | 野村 一夫 | プログラム開発（庶務） | |

<開発プログラム評価委員>

| No. | 所属・職名 | 氏名 | 担当・役割 | 備考 |
|-----|----------------|-------|-------|----------------------|
| 1 | 高松大学発達科学部 教授 | 佐竹 勝利 | 委員 | 学識経験者 |
| 2 | 高松市総合教育センター 所長 | 篠原 隆則 | 委員 | |
| 3 | 高松市立浅野小学校 校長 | 倉沢 均 | 委員 | 香川県小学校長会 香川県中学校長会 |
| 4 | 坂出市立白峰中学校 校長 | 半山 章人 | 委員 | |

3) ラーニングポイント制導入に係る基礎的情報の収集
<教員研修システム共同開発ワーキンググループ (WG) >

| No. | 所属・職名 | 氏名 | 担当・役割 | 備考 |
|-----|-----------------------------|-------|--------------|------|
| 1 | 香川大学教職大学院 教授 | 野崎 武司 | 授業力育成・統括責任者 | 研究科長 |
| 2 | 教授 | 植田 和也 | 道徳授業力育成 | |
| 3 | 教授 | 山本木ノ実 | 特別支援教育授業力育成 | |
| 4 | 特命教授 | 野村 一夫 | 学校の危機管理研究・庶務 | |
| 5 | 香川県教育委員会事務局 義務教育課 主任管理主事 | 川上 り彩 | 管理職候補者研修担当 | |
| 6 | 高松市教育委員会 学校教育課 教職員係長 | 溝淵 隆弘 | 教職員人事担当 | |
| 7 | 香川県教育センター 教職員研修課 課長 | 齋藤 浩 | 香川県教職員研修統括 | |
| 8 | 主任指導主事 | 植村 律子 | 香川県教職員研修担当 | |
| 9 | 主任指導主事 | 伊賀由美子 | 香川県教職員研修担当 | |
| 10 | 高松市総合教育センター 研修係長 | 北村 直行 | 高松市教職員研修統括 | |

2 開発の実際とその成果

(1) 学校の危機管理に関する研修プログラムの開発

1) 学校の危機管理研究の必要性(教職大学院科目設定のコンセプト)

教職大学院において「学校で生じる危機を取り上げ、危機に対応する上で必要となる校内体制づくりの視点や考え方を学ぶとともに、個別事例を取り上げ、どのような危機にも的確に対応できる学校組織の要件を学ぶ」ことを目的として「学校の危機管理研究Ⅰ・Ⅱ」を設定した。この目的に含まれるコンセプトとして次の3点を挙げる。

第一に、学校における危機管理に対する教員の資質能力の向上が教員から強く求められており、その資質能力を高めるということである。

教員の資質能力の向上に関する各種の意識調査の中で、危機管理に関するテーマはつねに教員から強く求められているテーマの一つである。これは、3.11のような自然災害を始めとして、現在の学校が実に多様な危機にさらされていることを示すとともに、その対応のあり方に対する教員の責任感の強さを示すデータであるといえる。

学校の危機管理に関するニーズは、とりわけ管理職および管理職候補者にとって強い。こうした教員からの強いニーズに的確に対応するために、教職大学院において危機管理を取り上げ、多面的な角度から本テーマの本質に迫り、根本的な解決策を模索することができる力を養成する必要があると考えた。

まとめると、学校の危機管理および危機管理研究は教員からの学修ニーズが高いテーマであるということである。

第二に、組織としての学校からみて、危機管理あるいは危機管理研究をとおして各校の組織力を高めるということである。

学校の危機管理は、単に一人ひとりの危機意識を高め、対応スキルを高めることで達成されるものではない。実に多様な形で発生する学校での危機に対しては、学校の組織力のあり方がその成否を大きく左右する。学校の高い組織力がなければ、危機の本質的な解決には到達できない。その意味で、学校における危機への対応を学ぶことは学校の組織力をいかに高めるかを学ぶこと

と同義である、と言っても過言ではない。

このことから、学校経営あるいは学校組織に関する教職大学院での他の科目の学修とともに、「学校の危機管理研究Ⅰ・Ⅱ」での学修をとおして個別の危機への具体的な対応方法を学ぶだけでなく、対応の本質に求められる高い組織力を持った組織づくりを学ぶことが重要となる。

まとめると、学校の危機管理および危機管理研究は個別の危機への対応方法だけでなく、各学校の組織づくりを学ぶことにも意義があるということである。

第三に、危機管理および危機管理研究がミドルリーダーあるいはスクールリーダーにとって大学院知として学修されるということである。

本教職大学院で学ぶ院生の大半を占める現職教員は1年間の学修を終え学校現場へ戻れば、すぐにミドルリーダーあるいはスクールリーダーとしての活躍が期待されている。ただし、「学校の危機管理研究Ⅰ・Ⅱ」で取り上げることのできる危機の種類は限られている。学校で発生することが想定される実に多様な危機のすべてを網羅することは到底できない。しかしながら、限られた事例のみではあるが本科目で取り上げられたいくつかの具体的な事例を手がかりに、ミドルリーダーあるいはスクールリーダーの立場から学校現場での日々の取り組みの中で応用することをおして、危機への対応力を地道に高めていくことが必要である。

「学校の危機管理研究Ⅰ・Ⅱ」では、単なるノウハウとしての危機管理ではなく、先述のような組織づくりを基盤として、学校での多様な危機に対応できる応用力を高めることができるのは、大学院知として危機管理を捉える本科目の「強み」である。

まとめると、学校の危機管理および危機管理研究では、危機への対応を組織づくりの観点から捉え、それによってどのような危機にも柔軟に対応できる応用力を高めることができる大学院知として学修されるということである。

これら3点のコンセプトから、「学校の危機管理研究Ⅰ・Ⅱ」を教職大学院で学ぶべき科目として設定した。

2) 学校の危機管理研究Ⅰ・Ⅱのシラバス作成

ア 香川県教員等人材育成指標に対応

香川県教員等人材育成方針に基づいた「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」では、目安となる経験年数を教諭は「1年目～6年目」、「7年目～20年目」、「21年目～」とし、管理職の指標は別途設定されている。指標の観点は以下のとおりである。

本事業で開発するプログラムの内容「学校の危機管理」について、教諭と管理職とでは分類項目が「連携・協働」と「マネジメント」と異なるものの、双方に指標として明確に位置づけられている。(表1)

「危機管理」に関する指標内容をミドルリーダー及びスクールリーダー養成の観点から分析すると、教職経験「1年目～6年目」で教員個人が学校の危機的状況を理解し対応する力を身に付け、教職経験7年目以降になると学校全体としての組織体制づくりや考え方を身に付け、行動することが求められる。

【表1 香川県教員等人材育成指標の観点項目】

| 教諭の指標 | | 管理職の指標 | |
|-------|-----------|---------|---------|
| 素質・資質 | 使命感・責任感 | 素質・資質 | 倫理観 |
| | コミュニケーション | | 人間関係調整 |
| | 自己研鑽 | | 自己研鑽 |
| 知識・技能 | 子供理解 | リーダーシップ | 判断力・指導力 |
| | 学習指導 | | 決断力・対応力 |
| | 生徒指導 | | 人材育成 |
| 連携・協働 | 学校づくり | マネジメント | 危機管理能力 |
| | 参画・運営 | | 組織経営力 |
| | 危機管理 | | 改革意欲 |

そこで、「学校の危機管理研究Ⅰ・Ⅱ」を教員研修として受講する対象は、教職経験年数7年以降とした。また、学修レベルは、スクール・リーダー養成の観点から香川県教員等人材育成指標において「教職員の危機管理に対する意識を高め、学校安全にかかわる情報を収集するとともに、様々なトラブルに対応できる準備を確実にし、全体の体制を整備する」(表2)とした管理職(副校長・教頭)相当となるよう検討した。

【表2 香川県教員等人材育成指標の区分別（職位及び教職経験年数）内容】

| 教諭 | 指標（危機管理） |
|----------|---|
| 1年目～6年目 | 学校で起こり得る様々なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安心して安全な学校づくりに取り組む。 |
| 7年目～20年目 | 学校全体で取り組めるリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安心して安全な学校づくりを推進する。 |
| 21年目～ | 様々なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組めるよう、他教員に助言し、安心して安全な学校づくりにおいてリーダーシップを発揮する。 |
| 管理職 | 指標（危機管理能力） |
| 副校長・教頭 | 教職員の危機管理に対する意識を高め、学校安全にかかわる情報を収集するとともに、様々なトラブルに対応できる準備を確実にを行い、学校全体の体制を整備する。 |
| 校長 | 教職員の危機管理に対する意識を高め、様々なトラブルに対して学校全体で組織的に対応できる体制を構築する。 |

また、受講対象者がミドル層から管理職直前までの教職7年目以降教職20年前後までであることに鑑み、開講講座を学校の危機管理と体制づくりに関する基本的な考え方を学修する「学校の危機管理研究Ⅰ」と、学校で発生する様々な危機に対応できる実践力の修得を目指す「学校の危機管理研究Ⅱ」とし、学修内容及び学修方法等の在り方を検討の上、具体的なシラバスを作成した（表3、表4）。なお、教職大学院履修科目としては、各1単位の配当とした。

各科目の授業目的は、以下のとおりである。

<学校の危機管理研究Ⅰ>

学校における危機管理と学校安全に関する基本的な考え方を理解した上で、学校において危機管理を遂行するために取り組むべき諸課題を理解するとともに、危機管理を的確に遂行するためにどのような校内体制づくりが求められるかを明らかにすることを目的とする。

<学校の危機管理研究Ⅱ>

学校において想定される各種の危機に対する具体的な対応事例を振り返ることを通して、各種の危機に対応するための具体的な対応方法について理解するとともに、各種の危機に対応するために求められる学校組織の条件および関係機関との協働体制づくりについて考えることを目的とする。

イ 開発プログラムのシラバス

【表3 「学校の危機管理研究Ⅰ」のシラバス】

| | |
|-----------------|--|
| 科目 | 学校の危機管理研究Ⅰ：校内体制づくり |
| 単位数 | 1単位(夏季集中講義) |
| 授業の概要 | 学校における危機管理と学校安全に関する基本的な考え方を理解し、学校において危機管理を的確に遂行するための校内体制づくりを探究する。 <メモ:第1～2回において、危機管理・学校安全の全体像を把握した上で、主体別に、すなわち、児童・生徒(第3～4回)、教職員(第5～6回)、保護者・地域住民(第7～8回)各々に関する危機管理・学校安全の在り方を、校内体制づくりの観点から、事例を用いながらも「網羅的に」考える。これにより、従来の研修で扱われてきた内容をできるだけカバーする> |
| 授業の目的 | 学校における危機管理と学校安全に関する基本的な考え方を理解した上で、学校において危機管理を遂行するために取り組むべき諸課題を理解するとともに、危機管理を的確に遂行するためにどのような校内体制づくりが求められるかを明らかにすることを目的とする。 |
| 対応育成指標 | 教職員の危機管理に対する意識を高め、学校安全にかかわる情報を収集するとともに、様々なトラブルに対応できる準備を確実にし、学校全体の体制を整備する。(管 Ca1) |
| 回 | 授業計画(学修内容) |
| 第1回 (8/2 午前) | 学校の危機管理と学校安全の考え方Ⅰ：学校にはどのような危機があるか？ ・危機管理・学校安全にはどのような事案が想定されるか？ なぜ危機管理が必要となるのか？ (1)学校における危機の分類Ⅰ (2)学校における危機の分類Ⅱ (3)学校安全の構造 (4)危機管理に関する教育政策の動向 |
| 第2回 (8/2 午前) | 学校の危機管理と学校安全の考え方Ⅱ：危機に対してどのように立ち向かえばよいか？ ・学校の危機管理のために、いつ、どこで、誰が、どのように行動することが必要であるか？ (1)発生前(予防):リスク・マネジメント (2)発生後Ⅰ(初期対応・二次被害の回避・対処):クライシス・マネジメントⅠ (3)発生後Ⅱ(説明・報告・再発防止):クライシス・マネジメントⅡ (4)校内体制づくりの必要性とその観点 |
| 第3回 (8/2 午後) | 学校の危機管理と積極的生徒指導 ・積極的生徒指導におけるリスクの捉え方、児童生徒の安全と成長のためのリスクテイキングとリスクヘッジを考える。 (1)生徒指導上のリスクをどう捉えるか。 (2)リスクに対応できる管理職のあり方 |
| 第4回 (8/2 午後) | 学校の危機管理と組織運営 ・生徒指導上の問題を取り上げながら、学校組織の信頼と危機管理、管理職と教職員との関係について考える。 (1)学校組織の信頼と危機管理 (2)管理職と教職員との関係 |
| 第5回 (8/6 午前) | 学校の危機管理と教員のメンタルヘルスⅠ ・教職員に生じやすいメンタルヘルス上の問題について理解を深め、アセスメントに基づいた対応の在り方について検討する。 |
| 第6回 (8/6 午前) | 学校の危機管理と教員のメンタルヘルスⅡ ・教職員への復職支援プログラムや予防的介入の在り方等について検討し、危機的な事例への対応について演習を行う。 |
| 第7回 (8/6 午後) | 学校の危機管理と保護者・地域住民との協働Ⅰ ・ 地域学校協働活動の推進に向けた基盤整備について ・ 学校と保護者・地域住民との双方向の情報提供・理解の促進 ・ 地域学校協働活動の中での学校の危機管理 |
| 第8回 (8/6 午後) | 学校の危機管理と保護者・地域住民との協働Ⅱ ・ 地域学校協働活動推進のためのコーディネート機能の強化 ・ 学校危機事態における地域学校協働活動推進員の役割 ・ 演習:学校危機事態に備えた地域学校協働本部の体制づくり |

【表4 「学校の危機管理研究Ⅱ」のシラバス】

| | |
|------------------|--|
| 科目 | 学校の危機管理研究Ⅱ：個別事例研究 |
| 単位数 | 1単位(土曜集中講義) |
| 授業の概要 | 学校において想定される各種の危機に対する具体的な対応方法を理解するとともに、各種の危機にするための学校組織の条件を探究する。 <メモ：Ⅰを受講していることを「ある程度」前提とし、第1～6回において、個別事例への具体的な対応方法を検討した上で、第7～8回において、求められる学校組織の在り方を考える。第1～6回におけるⅠとの相違点として、Ⅱではとくに、事例に即して「具体的に」教職員が連携すべき内容や方法、教職員間での役割分担等について考える> |
| 授業の目的 | 学校において想定される各種の危機に対する具体的な対応事例を振り返ることを通して、各種の危機に対応するための具体的な対応方法について理解するとともに、各種の危機に対応するために求められる学校組織の条件および関係機関との協働体制づくりについて考えることを目的とする。 |
| 対応育成指標 | 教職員の危機管理に対する意識を高め、学校安全にかかわる情報を収集するとともに、様々なトラブルに対応できる準備を確実にし、学校全体の体制を整備する。(管 Ca1) |
| 回 | 授業計画(学修内容) |
| 第1回 (9/28 午前) | 学校の危機管理と児童・生徒の問題行動Ⅰ ・リスクの捉え方、想定外に対応できる危機管理 ・児童・生徒の問題行動と教職員の連携、管理職と教職員の関係 ・事例：管理職と教職員の関係 - 指導なのか、それともパワハラか |
| 第2回 (9/28 午前) | 学校の危機管理と児童・生徒の問題行動Ⅱ ・児童・生徒の問題行動とクレーム時代の中の学校 ・学校における教師と保護者 ・事例：生徒指導上の諸問題と学校クレームへの対応 |
| 第3回 (9/28 午後) | 学校の危機管理といじめ対応Ⅰ(予防編) ・いじめの認知と情報共有の徹底 ・予防のための組織体制の見直し ・演習：いじめ予防のための取組と体制づくりの検討 |
| 第4回 (9/28 午後) | 学校の危機管理といじめ対応Ⅱ(対応編) いじめ事案への組織的対応 ・重大事態発生時の対応 ・演習：いじめ重大事案のケーススタディー対応のための体制づくりと管理職の役割を中心に |
| 第5回 (10/5 午前) | 学校の危機管理と保護者との連携Ⅰ ・危機的な状況においても、保護者によりよい関係を構築し連携していくための面接の在り方および面接技法について検討する。 |
| 第6回 (10/5 午前) | 学校の危機管理と保護者との連携Ⅱ ・危機的な状況での保護者面接を想定し、ロールプレイを行う(演習)。関係をこじらせることなく、保護者が安心して語ることのできるかわりについて検討する。 |
| 第7回 (10/5 午後) | 学校の危機管理と学校組織Ⅰ：どのような危機にも対応できる学校組織に求められる条件とは何か？ 危機管理の各段階で求められる学校組織の条件とは何か？ 求められる条件を事例から考える。 (1)学校組織におけるリスク・マネジメントの事例 (2)学校におけるクライシス・マネジメントⅠの事例 (3)学校におけるクライシス・マネジメントⅡの事例 |
| 第8回 (10/5 午後) | 学校の危機管理と学校組織Ⅱ：どのような危機にも対応できる学校組織に求められる条件とは何か？ 関係機関との協働体制づくりに求められる学校組織の条件とは何か？ 求められる条件を事例から考える。 (1)関係機関との協働の必要性 (2)関係機関との協働体制づくりの事例 (3)協働体制づくりと学校組織の課題 (4)協働体制づくりのための情報サイト |

3) 「学校の危機管理研究Ⅰ」の実施

○ 第1回

(目的)

- ・「学校の危機管理研究Ⅰ」では、学校で生じる危機を取り上げ、危機に対応する上で必要となる校内体制づくりの視点や考え方を学ぶ。
- ・第1回では、「学校の危機管理および学校安全の考え方」をテーマに危機管理と学校安全の考え方を身につける。

| 時間数 | 内容、形態、使用教材、進め方等 |
|--------------|---|
| 1コマ (80分) | <p>・内容および実施形態</p> <p>(1) 学校における危機の分類～多様な危機を理解する～</p> <p>〔内容〕学校にはどのような危機があるかについて、受講者が事前学修でまとめてきた内容をもとに、グループ活動により、「児童・生徒にとっての危機」、「教職員にとっての危機」、「保護者・地域住民(児童・生徒を含む)にとっての危機」の3つのカテゴリーごとに、できるだけ数多くの危機を挙げていくことで、学校における危機の全体像を確認した。</p> <p>〔実施形態〕授業者(柳澤)が事前学修および協議により授業を進めた。受講者は小・中の校種別に4名1組のグループをつくり、司会者および発表者を決め、7分間、話し合った。話し合いの後、3つのカテゴリーごとに、数グループの発表者が発表し、話し合いの結果を全体で共有した。発表の後、「とくに小学校で生じることの多い危機」、「とくに中学校で生じることの多い危機」について授業者(野村、津山)がコメントし、最後にまとめとして授業者(柳澤)が「表 学校における危機の分類」(A4×1枚)を配布、説明し、学校における危機の全体像を確認した。</p> <p>(2) 危機管理・学校安全に関する政策～どのように進められているか～</p> <p>〔内容〕危機管理・学校安全に関する政策として、「学校保健安全法」、「学校安全計画例(小学校)」、「学校安全計画例(中学校)」、「中教審答申」、文部科学省の「第2次学校安全の推進に関する計画」の内容(一部)を確認し、どのような政策が進められているか、その要点を理解した。</p> <p>〔実施形態〕授業者(柳澤)が講義により授業を進めた。PPTで「学校保健安全法」、「中教審答申」、文部科学省の「第2次学校安全の推進に関する計画」の内容(一部)を提示し、説明を加えた。</p> <p>(3) 危機管理の3つの段階</p> <p>〔内容〕危機管理の3つの段階、すなわち、「段階Ⅰ:「事前」のリスク・マネジメント(risk management)～予防する」、「段階Ⅱ:「発生時」のクライシス・マネジメント(crisis management)～命を守る」、「段階Ⅲ:「事後」のクライシス・マネジメント(crisis management)～復旧・復興する」について理解するとともに、これらの視点から自校の危機管理の課題を考えた。</p> <p>〔実施形態〕授業者(柳澤)が講義および協議により授業を進めた。PPTで危機管理の3つの段階を示し、説明を加えるとともに、受講者は小・中の校種別に4名1組のグループをつくり、司会者および発表者を決め、5分間、話し合った。話し合いの後、数グループの発表者が話し合いの結果を発表した。</p> <p>(4) まとめ</p> <p>〔内容〕1コマ目で扱った内容を振り返る。</p> <p>〔実施形態〕1コマ目で扱った内容について授業者(野村、津山、柳澤)が要点についてコメントした。</p> |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・使用教材 <ol style="list-style-type: none"> ①「表 学校における危機の分類」 ②「学校保健安全法」 ③「学校安全計画例（小学校）」 ④「学校安全計画例（中学校）」 ⑤自校の「学校安全計画」 ⑥「中教審答申」 ⑦文部科学省「第2次学校安全の推進に関する計画」 ・進め方の留意事項 <p>できるだけ受講者が考え、お互いに交流する中で、自校の現状を振り返り、課題を把握できるような内容および実施形態を用意した。</p> ・その他 <p>(1) の話し合いおよび全体での共有が急ぎ足になってしまった。もう少し時間をかけるべきであった。</p> |
|--|--|

○ 第2回

(目的)

- ・積極的生徒指導における危機の捉え方、子どもの安全と成長のためのリスクテイキングとリスクヘッジ、クレーム時代の中の学校と教師、危機に対応できる管理職の在り方について考察する。

| 時間数 | 内容、形態、参考文献、進め方等 |
|---------------|--|
| 1 コマ (80分) | <ul style="list-style-type: none"> ・内容および実施形態 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育における危機をどうとらえるか <p>〔内容〕そもそも教育において、危機をどうとらえるか。普通に考えれば、危機は避けるべきもの。意図的・計画的な教育においては、危機は起こらない方がよい。</p> <p>しかしボルノーという教育哲学者は、「もう一つの危機概念」を問題にした。それが、「教育の非連続的形式としての危機概念」である。ここでは、教育の冒険的性格、私たち教育者の危機に対する二重の態度、リスクテイキングとリスクヘッジについて論じた。</p> <p>〔実施形態〕授業者（毛利）が講義により授業を進めた。</p> (2) クレーム時代の中の学校と教師 <p>〔内容〕教育や医療が「サービス」と見なされるようになるにしたがって、学校や病院は、理不尽なクレームに悩まされるようになった。医療現場では、産婦人科や小児科など、トラブルの多い診療科から続々と医師が立ち去っていると聞く。内田樹はこれを、「立ち去り型サボタージュ」と名付けた。</p> <p>学校現場は、その全体が、トラブルに巻き込まれるリスクの高い職域である。私たちが今直面しているのは、トラブルをおそれて学校現場が萎縮し、さらに、優秀な若者が教師を目指さなくなるという、教育界の全体を覆う危機であること、教育における「立ち去り型のサボタージュ」であることを論じた。</p> <p>〔実施形態〕授業者（毛利）が講義により授業を進めた。</p> (3) 学校危機とマニュアル化の問題 <p>〔内容〕次に、学校危機に対応する「マニュアル化」の功罪について、受講者と一緒に考えた。</p> <p>危機を回避するために、あるいは被害を最小限に食い止めるために、マニュアル化は必要である。しかし、同時に、マニュアル化には、「落とし穴」もある。マニュアル化に伴う弊害・陥穽にどのようなものがあるのだろうか。事前学修で考えておくように指示していたことを、何人かの受講生に発表してもらった。</p> |

| |
|--|
| <p>〔実施形態〕 授業者（毛利）による講義と事前学習に基づく全体協議により授業を進めた。</p> <p>（４）危機に対応できる管理職の在り方 〔内容〕 最後に、危機に対応できる管理職の在り方について、二つの面から考えた。 一つは、ゆとりを生む時間管理という問題。多忙化のなかで「視野」が狭くなる。これが危険である。管理職の忙しい一日、視野狭窄に陥らないために、どうやって「ゆとり」を生むのか。 もう一つは、学校の信頼感、教職員のモラルは、どうしたら高まるのかという問題。「立ち去り型サボタージュ」を生まないような学校のリスク・マネジメントを考えた。 〔実施形態〕 授業者（毛利）が講義により授業を進めた。</p> <p>（５）まとめ 〔内容〕 ２コマ目で扱った内容を振り返る。 〔実施形態〕 ２コマ目で扱った内容について授業者（津山、毛利）が要点についてコメントした。</p> <p>・参考文献 ① O. F. ボルノー『実存哲学と教育学』理想社 ② 毛利猛『哲学の講堂－中学生の君たちに』協同出版 ③ 内田樹『街場のメディア論』光文社 ④ 嶋崎政男『学校崩壊と理不尽クレーム』集英社 ⑤ 畑村洋太郎『失敗を生かす仕事術』講談社 ⑥ 中田亨『「事務ミス」をナメるな』光文社</p> <p>・進め方の留意事項 受講者が、教育における危機の問題を自分事として考えることができ、かつ多面的な捉え方ができるような内容を用意した。</p> |
|--|

○ 第3回

（目的）

- ・スクール・コンプライアンスの概念を整理し、学校教育における基本法令と学校組織の在り方について検討する。

| 時間数 | 内容、形態、使用教材、進め方等 |
|----------------|---|
| 1 コマ (80 分) | <p>・内容および実施形態</p> <p>（１）教育活動と教育法規 〔内容〕「学校の『法』は必要か」と課題を示した上で、教育活動には根拠法規が存在し遵守が求められているが、教員は教育法規に関心が足りないという矛盾を指摘した。原因に、教員と保護者、地域住民が「子どものために」という言葉で話さずともわかり合えるという教員の思い込みがあるという状況を説明し、法化現象に対する教員意識の脆弱性を説明した。 〔実施形態〕 授業者（黒川）が講義により授業を進めた。PPTで「教育と法に対するイメージ」、「教育活動と教育法規」、「『子どものため』というマジックワード」について要点を提示するとともにスライドを印刷配布し、説明を加えた。</p> <p>（２）保護者や地域住民の法化現象 〔内容〕「信頼される学校づくり」が求められる背景に、保護者や地域住民の一部が学校とのつながりが稀薄で、学校に消費者権利意識から厳しい視線を向ける人たちが台頭し、法廷での司法的解決を求め、いわゆる法化現象が起きたことを説明した。学校のコンプライアンスは、単に法令遵守するのではなく、広く捉えて、学校として何をしなければ</p> |

ばいけないか、学校の社会的責任 (School Social Responsibility) を果たすべきと指摘した。

〔実施形態〕授業者(黒川)が講義により授業を進めた。PPTで「保護者や地域住民の学校観」、「法化現象—意識の変化」、「法化現象—解決方法の変化」、「2つのコンプライアンス」について要点を提示するとともにスライドを印刷配布し、説明を加えた。

(3) 教育紛争における損害賠償

〔内容〕公立学校教員にかかる刑事上、民事上、行政上の責任と、教育紛争における損害賠償の根拠法の日本国憲法 17 条、国家賠償法 1 条を説明した上で、児童・生徒に対する懲戒の根拠法である学校教育法 11 条、学校教育法施行規則 26 条、及びそれを補足する文部科学省通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」によっても教員の主観(価値観)が入り込む余地が残っていることを説明した。

〔実施形態〕授業者(黒川)が講義により授業を進めた。PPTで「公立学校教員にかかる3つの責任」、「教育紛争における損害賠償の根拠法」、「児童生徒に対する懲戒」、「生徒に対する懲戒と体罰の相違」について要点を提示するとともにスライドを印刷配布し、説明を加えた。

(4) 判例と教員が発揮すべきスクール・コンプライアンスのセンス

〔内容〕体罰損害賠償請求訴訟判例では、教育的効果を上げるための判断と対応であったという妥当性を説明しきる必要性を説明した。部活動中の事故求償権行使懈怠違法確認等請求訴訟では、地域住民による求償権の行使が教員の重過失がある場合は一部認容されることを説明した。小学校事故情報共有訴訟では、後日症状が現れる事故発生時の配慮と対応について説明した。

〔実施形態〕授業者(黒川)が講義により授業を進めた。PPTで「体罰損害賠償請求訴訟(3例)、部活動中の事故求償権行使懈怠違法確認等請求訴訟(1例)、小学校事故情報共有訴訟(1例)」を提示するとともにスライドを印刷配布し、説明を加えた。

・使用教材

- ①関係法令：地方公務員法 29 条 1 項、日本国憲法 17 条、国家賠償法 1 条、学校教育法施行規則 26 条
- ②文部科学省「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」
- ③体罰損害賠償請求訴訟(3例)、部活動中の事故求償権行使懈怠違法確認等請求訴訟(1例)、小学校事故情報共有訴訟(1例)

・進め方の留意事項

説明を中心とした授業形態であるので、前半はポイントとなる事実を採り上げ、対比、矛盾、食い違い、多様性、時間的变化、教義と広義等があるように提示することで、課題意識を高め、思考が促され、理解が深まるようにした。後半はどのようなことが訴訟となり司法がどう判断したか、判例(5例)を採り上げて、前半の学修内容の理解が深まるようにした。

・その他

保護者や地域住民の法化現象は、日頃から現職教員も肌で感じているためか、頷き等が見られ共感的に理解されているように見受けられた。

○ 第4回

(目的)

- ・学校事故をはじめ、学校における危機に関する事例や判例について演習を行い、法的責任と問題発生時に求められる学校の在り方について検討する。

| 時間数 | 内容、形態、使用教材、進め方等 |
|--------------|---|
| 1コマ (80分) | <p>・内容および実施形態</p> <p>(1) 事例「昼休み中の事故と学校の管理責任」について各自読み取り [内容] 小学校での事例として、昼休み中に一輪車とドロケイをしていた小学校2年生の児童の衝突事故を採り上げた。この事例を採用した理由として、小学校において多く訴訟対象になるのは、昼休み及び休憩時間中の事故(中学校においてははじめが4割、部活動が3割)であることを説明した。その後、検討課題として①生活指導のきまりに基づく指導法は妥当であったか、②看護当番制度(昼休み中の安全監視・指導業務)に関わり学校経営上に課題はあるか、を示し、これについて各自で検討しワークシートに記入させた。 [実施形態] 授業者(黒川)が「事例」と「ワークシート」を配布し、事例採用の意図を説明した後、全員で事例を読み、その後、各自で事例の小学校に所属していた場合を想定してワークシートに記入した。</p> <p>(2) 事例「昼休み中の事故と学校の管理責任」についてグループ討論 [内容] 4人グループになり、①生活指導のきまりに基づく指導法は妥当であったか、②看護当番制度(昼休み中の安全監視・指導業務)に関わり学校経営上に課題はあるか、の二つの検討課題に沿って各自で記述した意見を順に発表した。それを基に事例となっている小学校の取り組みについての問題点を焦点化し、それぞれの問題点について解決策を考えた。それらを各グループ1枚の模造紙にまとめた。 [実施形態] 授業者(黒川)はファシリテーターを務め、各グループの主体性を重視して協議により授業を進めた。受講者は小・中の校種別に4名1組のグループをつくり、司会者を決め話し合い、話し合った内容を、模造紙に整理した。</p> <p>(3) 事例「昼休み中の事故と学校の管理責任」について全体発表 [内容] 全体で話し合い内容を共有するために、各グループに共通している問題点や解決策が話し合われたグループや個性的な内容の話し合いがされたグループに代表として発表を依頼して意見共有を図った。その結果、事故発生前にその危険性が看護当番から報告されていたにもかかわらず共通理解が図られていなかったことから「インシデントの共有によってアクシデントを防ぐことが重要であること」や、校庭の遊びゾーンの区分けの書面上でのきまりが学級担任どまりとなり児童には口頭指示のみであったことから「できる範囲内の安全配慮はしっかり行うべきであり、形式的な安全管理から実質的な安全管理を行うことが必要であること」などが全体で共有された。 [実施形態] 授業者(黒川)がファシリテーターとなり授業を進めた。授業者(黒川)が指定したグループの代表の発表を聞いた上で、質疑の時間をとり、全体で討論した。</p> <p>(4) まとめ 「教員である自分がどう思うか」に加え、「社会通念に照らすとどのような判断がなされるか」ということを意識することでスクール・コンプライアンスのセンスを磨き、根拠を提示しながら説明ができる教育実践を選ぶことが肝要であることを強調した。併せて訴訟を防ぐには、教員として「愛と情熱」のみでなく、「教育の専門家」であることや「社会通念」を磨くこと、組織として互いに聞き易い関係を作ることを話した。 [実施形態] 授業者(黒川)が講義により授業を進めた。PPTで「まとめに代えて一発揮すべきセンス」を提示するとともにスライドを印刷配布し、説明を加えた。</p> |

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・使用教材 <ul style="list-style-type: none"> ①演習「昼休み中の事故と学校の管理責任」 ②演習ワークシート ・進め方の留意事項 <p>前時「学校の危機管理研究Ⅰ」第3回において、講義による法令等の知識や法化現象に対応する理念の理解が中心であったので、まず自ら判断し、次にグループで話し合い、その後全体での共有の時間をとり、最後にまとめの講話をするという過程をとり、主体的な学びができるようにした。</p> ・その他 <p>事例を基に個人で考えグループで検討する過程で指導した結果、課題の着眼点や事故防止のための知見の多様性が見られ、講義以上の認知の広がりが見られた。また、活発な意見交換などによって価値観を伴った理解があった。</p> |
|--|

○ 第5回

(目的)

- ・教職員に生じやすいメンタルヘルス上の問題について理解を深め、学校での対応の在り方について検討する。

| 時間数 | 内容、形態、使用教材、進め方等 |
|--------------|--|
| 1コマ (80分) | <ul style="list-style-type: none"> ・内容および実施形態 ・(1)メンタルヘルスの現状 <p>〔内容〕はじめに、本講義の導入として受講者のストレスチェックを行った(ワークシート1)。また、職場で気になる職員を思い浮かべてもらい、その職員の気持ちになってストレスチェックを行ってもらった(ワークシート1)。次に、PPTスライドで精神疾患による病気休職者数の推移等、メンタルヘルスの現状について概説した。</p> <p>〔実施形態〕授業者(宮前)がPPTスライドを用いて講義により授業を進めた。</p> ・(2)精神疾患の特性 <p>〔内容〕病気休職者にみられる精神疾患としてうつ病をとりあげ、その特性や原因について概説した。また、教職員のメンタルヘルスの悪化を予防するためには職場の理解と支援が必要となることから、まず受講者自身の現在の職場でのソーシャル・サポートの程度を測定した(ワークシート2)。次に、職場で気になる職員を思い浮かべてもらい、その職員の気持ちになってソーシャル・サポートを測定してもらった(ワークシート2)。</p> <p>〔実施形態〕授業者(宮前)がPPTスライドを用いて講義により授業を進めた。</p> ・(3)不調のみられる教員への支援 <p>〔内容〕メンタルヘルスに不調のみられる教員に対する支援について検討するため、3つの架空事例を提示した(ワークシート3)。次に、受講者に「教頭先生の役」、「メンタルヘルスに不調を抱える教員の役」、「観察」の3つの役割を分担してもらい、ロールプレイを実施した。その後、グループで意見や感想を共有した。</p> <p>〔実施形態〕ワークシート3および事例1~3を用いて演習を行った。</p> ・使用教材 <ul style="list-style-type: none"> ①ワークシート1 ストレスチェックをしてみよう(厚生労働省職業性ストレス簡易調査票簡略版より抜粋して作成) ②ワークシート2 ソーシャル・サポート(厚生労働省職業性ストレス簡易調査票簡略版より抜粋して作成) ③ワークシート3 “A先生からの相談” ④事例1~3 |

| | |
|--|---|
| | <p>・進め方の留意事項・課題・反省等 受講者にとって身近な問題に感じられるように留意して進めたが、講義時間が長かったため、グループワークの時間が短くなった。次年度は演習の時間を確保できるよう工夫したい。</p> |
|--|---|

○ 第6回

(目的)

- ・香川県における職場復帰プログラムを理解し、実際の教職員への支援について、演習をとおして検討する。

| 時間数 | 内容、形態、使用教材、進め方等 |
|--------------|--|
| 1コマ (80分) | <p>・内容および実施形態 (1) 香川県における職場復帰支援 [内容] 香川県教職員互助会の臨床心理士を講師として、職場でのメンタルヘルス対応の基本について概説して頂いた。次に、実際に教職員のメンタルヘルスに問題が発生した場合に、職員が休むまで・休んでから・復職時の各時点で必要とされる支援について説明して頂いた。 [実施形態] 香川県教職員互助会の臨床心理士を講師として、PPT および配布資料をもとに授業を進めた。時間は約40分程度であった。</p> <p>(2) 病気休暇の申し出があったとき [内容] ある教職員から病気休暇の申し出があったとの架空事例をもとに、管理職として、子どもや保護者、また他の教職員にどのような配慮や働きかけが必要となるかについて、グループで検討を行った(ワークシート4)。 [実施形態] ワークシート4を用いて、グループで演習を行った。</p> <p>・使用教材 ① 香川県教職員の職場復帰支援の手引き(香川県教育委員会) ② ワークシート4 病気休暇の申し出があったとき</p> <p>・進め方の留意事項・課題・反省等 職員がメンタルヘルスに問題を抱えていることに気づいた際、落ち着いて対応ができるように配慮したが、演習時間が短く十分にグループで協議することができなかった。</p> |

○ 第7回

(目的)

- ・学校と保護者・地域住民との連携・協働の推進に係る経緯と現状を把握し、学校運営協議会及び地域連携協働本部の意義と役割について理解を深めるとともに、そのあり方について学校危機管理の視点から検討する。

| 時間数 | 内容、形態、使用教材、進め方等 |
|--------------|---|
| 1コマ (80分) | <p>・内容および実施形態 (1) 学校と保護者・地域住民との関係性について [内容] 本講義の導入として、本授業第1回講義で示された教職員にとっての危機の一つに「保護者/地域住民との関係」が含まれていたこと、そして第3回講義にて示された「保護者・地域住民の学校観や意識の変化」において「学校 vs. 保護者・地域住民」という対立構造が学校と保護者・地域住民との連携・協働を困難なものにしている現実があることを振り返り、対立構造を生まないための連携・協働に向けた意識と取り組みについて概説した。 [実施形態] 授業者(金綱)がPPTスライドで、第1回配布資料(一部)や第3回講義内容(一部)を提示しながら、その内容について概説した。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>(2) 学校運営協議会及び地域学校協働活動の推進への背景と経緯 [内容] 平成8年中教審第一次答申における『開かれた学校』づくりの推進への提言』から平成29年地方教育行政の組織及び運営に関する法律および社会教育法の改正に至る過去10年間にわたる学校の地域連携・協働の推進に係る行政の動向と関連法規の改正の内容について概観しながら、学校と地域との連携・協働が推進されてきた背景と、その意義について理解を深めた。 [実施形態] 授業者(金綱)が講義により授業を進めた。PPTスライドで過去10年間にわたる学校の地域連携・協働の推進に係る経緯を示し、その内容について概説した。</p> <p>(3) 学校運営協議会・地域学校協働活動の意義・役割・効果 [内容] 平成27年中教審答申及び次世代学校・地域創生プランの内容を踏まえた平成29年の地教行法及び社会教育法の改正によって推進されてきた学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)及び地域学校協働活動の意義・役割・効果について、特に学校の危機管理の観点より理解を深めた。 [実施形態] 授業者(金綱)が講義により授業を進めた。PPTスライドで、「次世代の学校・地域創生プラン(平成28年1月文部科学大臣決定)の実現に向けて」(中教審初等中等教育分科会資料)や、「コミュニティスクール(学校運営協議会制度)の仕組み」(文部科学省)、「地域学校協働本部と学校運営協議会の関係」(文部科学省)などの資料を提示しながらその内容について概説した。その後、後半20分程で、3~4名の少人数グループによる学校運営協議会及び地域学校協働活動による学校と保護者・地域住民との連携・協働の現状と課題について演習形式で協議した。</p> <p>・使用教材 ① 『次世代の学校・地域』創生プラン」(文部科学省) ② 「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み」(文部科学省) ③ 「コミュニティ・スクールの主なメリット」(文部科学省) ④ 「地域学校協働活動の概念図」(文部科学省) ⑤ 「地域学校協働本部と学校運営協議会の関係」(文部科学省)</p> <p>・進め方の留意事項・課題・反省等 全体的に授業者の講義による説明の時間が長く、受講者同士の協議の時間をあまり取ることができなかったことは反省点であり次年度以降の課題としたい。</p> |
|--|--|

○ 第8回

(目的)

- ・学校危機の一例として「いじめ問題」を取り上げ、第7回で概説した学校運営協議会及び地域学校協働活動を通じた学校と保護者・地域住民との連携・協働による組織的な予防対応の在り方について検討する。

| 時間数 | 内容、形態、使用教材、進め方等 |
|--------------|---|
| 1コマ (80分) | <p>・内容および実施形態 (1) いじめ認知と情報共有の徹底の重要性について [内容] 「いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく総務省からの勧告」(平成30年3月 総務省)において指摘された、「いじめの認知等に係る課題」「学校内の情報共有に係る課題」「組織的対応に係る課題」「重大事態発生後の対応に係る課題」の4つの課題について、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)及び「平成30年度いじめ防止等に関する普及啓発協議会資料」を基に概説。 [実施形態] 授業者(金綱)が講義により授業を進めた。PPTおよび配布資料をもとに、「いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく総務省からの勧告」に基づく今日的学校危機管理課題の一つであるいじめ問題を取り巻く課題について概説した。</p> |

(2) 保護者・地域住民との連携・協働によるいじめ防止の重要性について

〔内容〕 いじめ防止対策推進法第15条の2「学校におけるいじめ防止」、第16条の4「いじめの早期発見のための措置」、第17条「関係機関との連携」、第22条「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」など、学校と地域との連携に係る項を取り上げながら、いじめ防止活動における学校と保護者・地域住民との連携・協働の重要性について概説。

〔実施形態〕 授業者（金網）が PPT スライドにていじめ防止における学校と地域との連携に係る条文を示しながら、その内容について概説した。

(3) 学校と保護者・地域住民との連携・協働によるいじめ防止活動（演習）

〔内容〕 学校運営協議会及び地域学校協働活動を活用した学校と保護者・地域住民との連携・協働によるいじめ防止活動の現状と課題について受講生が3～4名の小グループで現状と課題について協議した。

〔実施形態〕 受講生3～4名で学校運営協議会及び地域学校協働活動を活用した学校と保護者・地域住民との連携・協働によるいじめ防止のための活動の現状と課題について演習形式で協議した。

・使用教材

- ① 「いじめ定義の変遷」（文部科学省）
- ② 「いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく総務省からの勧告（概要）」（文部科学省）
- ③ 「平成30年度いじめ防止等に関する普及啓発協議会資料（一部）」
- ④ 「いじめ防止対策推進法（一部）」（平成25年法律第71号）

・進め方の留意事項・課題・反省等

第7回同様に授業者の講義による説明の時間が長く、受講者の協議の時間が多く取れなかったことは次年度の課題である。また学校運営協議会制度や地域学校協働活動を実践している学校が少なく、いじめ防止活動と地域住民との連携・協働に具体的なイメージをもてない受講者も少なからずいたことから、次年度以降は具体的な事例を提示するなどの工夫をしたい。

4) 「学校の危機管理研究Ⅱ」の実施

○ 第1回

(目的)

- ・「学校の危機管理研究Ⅱ」では、個別事例を取り上げ、どのようなケースにも対応できる学校組織の要件を学ぶ。
- ・「学校の危機管理と学校組織」をテーマに自校の学校組織の現状および課題を把握する。

| 時間数 | 内容、形態、使用教材、進め方等 |
|--------------|---|
| 1コマ (80分) | <p>・内容および実施形態</p> <p>(1) 学校における危機の分類と危機管理の3つの段階 (Ⅰの復習)</p> <p>〔内容〕「学校の危機管理研究Ⅰ」の第1回で取り上げた「表 学校における危機の分類」に受講者の発表内容をもとに追加した「改訂版」を提示し、学校において生じることが想定される危機の全体像を確認するとともに、危機管理の3つの段階を確認した。</p> <p>〔実施形態〕授業者(柳澤)が講義により授業を進めた。PPT および配布資料をもとに、「学校の危機管理研究Ⅰ」の第1回で取り上げた基本的事項を確認した。</p> <p>(2) 校内の協働体制づくり～「危機管理マニュアル」の見直し～</p> <p>〔内容〕自校の「危機管理マニュアル」を素材として、受講者が事前学修でまとめてきた自校の「危機管理マニュアル」の課題をグループ活動により把握した。</p> <p>〔実施形態〕授業者(柳澤)が協議により授業を進めた。受講者は小・中の校種別に4名1組のグループをつくり、司会者および発表者を決め、15分間、話し合った。話し合いの様子を見ながら、受講者全体に問いかけたところ、延長を求める声が多かったため、話し合いの時間を数分延長した。話し合いの後、「視点1. 必要な内容が過不足なく盛り込まれているか?」「視点2. 使い勝手の良いマニュアルになっているか?」「視点3. 全教職員がその内容を十分に理解しているか?」の3つの視点ごとに、数グループの発表者が発表した。発表の後、「おもに小学校の事例について」、「おもに中学校の事例について」について授業者(野村、津山)がコメントし、最後にまとめとして授業者(柳澤)がPPTにもとづいて3つの視点からみた「危機管理マニュアル」見直しのポイントについて説明した。</p> <p>(3) 関係機関等との協働体制づくり</p> <p>〔内容〕危機管理において「想定される関係機関等」をPPTにもとづいて説明した上で、「各校で現在、どのような関係機関等とどのような協働体制を構築しているか」、「今後、こうした関係機関等とも協働体制を構築したい」について話し合う予定であったが、時間の都合上、「想定される関係機関等」をPPTにもとづいて説明するにとどまった。</p> <p>〔実施形態〕授業者(柳澤)が講義により授業を進めた。授業者(柳澤)による「想定される関係機関等」についての説明を聞いた上で、小・中の校種別に4名1組のグループをつくり、5分間、話し合う予定であったが、説明することで終わった。</p> <p>・使用教材</p> <p>①「表 学校における危機の分類 (改訂版)」</p> <p>② 自校の「危機管理マニュアル」</p> <p>・進め方の留意事項</p> <p>「学校の危機管理研究Ⅰ」の第1回において話し合いおよび全体での共有の時間が不足していたようであったので、延長の時間を含め、今回はできるだけ多く話し合いの時間をとった。</p> <p>・その他</p> <p>話し合いおよび全体での共有の時間を多くとったため、2つ目の話し合いを実施することができなかったものの、1つ目の話し合いの成果として全体で共有する際に各校で共有すべき点が数多く出ていたので、時間をかけた意義があったと判断している。</p> |

○ 第2回

(目的)

- ・おもに学級崩壊の問題を取り上げながら、学校における危機の捉え方と危機管理、クレーム時代における学校組織の信頼、危機に対応する管理職と教職員の関係について、いくつかの事例を通して検討する。

| 時間数 | 内容、形態、進め方等 |
|--------------|--|
| 1コマ (80分) | <p>・内容および実施形態</p> <p>(1) 学校における危機の捉え方と危機管理 (Iの復習)</p> <p>〔内容〕「学校の危機管理研究 I」の第2回で論じた「危機」の捉え方と危機に対する人間の二つの態度について再度確認し、併せてマニュアル化の功罪について協議したことを想起させた。</p> <p>〔実施形態〕授業者 (毛利) が講義により授業を進めた。</p> <p>(2) クレーム時代における学校組織の信頼</p> <p>〔内容〕ここでは、児童・生徒の問題行動とクレーム時代の中の学校、クレーマー化するメディアと「正義」の暴走、萎縮する学校現場、教育における「立ち去り方型サボタージュ」について論じた。</p> <p>〔実施形態〕ここでも「学校の危機管理研究 I」の第2回で扱ったことを確認しながら、授業者 (毛利) が講義を進めた。</p> <p>(3) 事例検討「学級崩壊に端を発する保護者からの担任交代要求」</p> <p>〔内容〕管理職として、学級崩壊リスクをどのように考えながら、新年度の校内体制を決めているか。リスクの高い教員の受け皿となる学年団のことも含めて、学級崩壊リスクにどのように向かい合っているか。そのことを口火に、実際に起こった学級崩壊 (ないし、それに近い状態) と、そこから2次的に起こった問題への対処について、3人の授業者が議論した。</p> <p>〔実施形態〕いずれも校長経験のある授業者 3人 (毛利、津山、野村) が、教室の前方でディスカッションし、それを受講者が聴講するという実施形態を採用した。</p> <p>(4) 事例検討「管理職と教職員の関係・それは指導なのか、それともパワハラなのか」</p> <p>〔内容〕管理職と教職員、あるいは管理職だけでなく指導的な立場にある (学年主任や、新人に付いた指導教員など) 教員と若手教員との間で起こったトラブルについて議論した。教職員が何らかの問題 (たとえば子どもとの間で) を抱えており、そういう人に指導や支援のつもりで関わって、そこでまた問題が (今度は管理職との間で) 起こる場合もある。ここでも管理職の対応が問われている。</p> <p>〔実施形態〕教室の前方で、授業者 3人 (毛利、津山、野村) がディスカッションし、それを受講者が聴講するという実施形態を採用した。毛利が津山、野村に問いかけ、二人の話に毛利が反応して、それに絡める形でまた次の問いかけをするようなかたちでディスカッションを進めた。</p> <p>(5) 学校組織の信頼を高める危機管理</p> <p>〔内容〕最後に、授業で扱った内容についてまとめを行い、津山が、危機に対応できる管理職の在り方についてコメントした。</p> <p>・進め方の留意事項</p> <p>「学校の危機管理研究 I」の第2回において協議および全体での共有の時間が不足していたようであったので、今回は、いずれも校長経験のある3人の授業者による協議のスタイルで事例検討を行った。</p> |

○ 第3回

(目的)

- ・学校教育活動にひそむ危機について演習課題やイラストを用いて検討し、教員の危機管理意識を醸成するための研修の在り方を学ぶ。

| 時間数 | 内容、形態、使用教材、進め方等 |
|--------------|---|
| 1コマ (80分) | <p>・内容および実施形態</p> <p>(1) リスク・マネジメント研修のポイント [内容] 「事例で考える学校の危機管理ーリスクマネジメントの必要性ー」について学修するにあたって、リスクマネジメント研修のポイントとして以下の内容を説明した。…誰でも失敗したことは隠したいが、失敗事案にこそ重大な事件・事故を回避するためのヒントが隠されている。したがって、失敗事案を自然と話題にすることができる研修の場を意図的に設けることが大切である。具体的な研修方法は、イラストをみて危険箇所を指摘し合うことや、課題を読んで学校としての対応を議論することが有効である。 [実施形態] 授業者(河内)が講義により授業を進めた。PPTで「リスク・マネジメントのポイント」を提示するとともにスライドを印刷配布し、説明を加えた。</p> <p>(2) 事例研修「演習課題：発達障害を有する児童のいじめについて」 [内容] 校内研修の事例研修として、小学校3年生の発達障害(ADHD)児Aが別の児童Eに対して粗暴な振る舞いをするのがいじめとして受け止められた結果、双方の保護者を巻き込んで問題となった事例を採り上げた。検討の視点は、「1. AのEに対する行為は、いじめと認定するべきか、2. Aの保護者の主張をどのように考えるべきか、3. 危険な行動を繰り返すAやE及びその保護者らに対して学校としてどのように対応するべきか」とした。まず、演習課題と検討の視点を記載したA4版1枚のプリントを各自で検討を加えた後、4人(一部5人)グループに分かれ、50分間程度の意見交換しながらその内容を模造紙に整理する活動を行い、的を射たまとめができていた3グループについて各2分間程度の発表を行った。詳細な状況把握が必要であることや誠実に対応することやそれぞれの児童への愛情と教育的配慮が必要であること等を共通理解した。 [実施形態] 授業者(河内)がファシリテーターとなり授業を進めた。各自で考える時間をとった後、グループで討議により検討を加え、代表グループが発表し、最後に若干のコメントを加えた。</p> <p>(3) イラストで学ぶ学校のリスク・マネジメント [内容] 小学校の休み時間の様子を鳥瞰的に描いたイラストを基に、事故発生を防止する事前の危機管理であるリスクマネジメントを各自で行い、全体で意見交換をした。大勢の目で検討した結果、多くのリスクが指摘され、遊び場所のゾーン分けや教職員による巡回指導の必要性が明らかになった。 [実施形態] 授業者(河内)が演習及び講義形式により授業を進めた。PPTで「学校は安全な場所ですか？」と課題意識を醸成した後、事前に準備して配布したイラストを見て各自で考え、その後に発表を中心に全体で検討し説明を加えた。</p> <p>・使用教材 ①演習課題：発達障害を有する児童のいじめについて ②イラストと設題で学ぶ学校のリスクマネジメントワークブック(坂田仰・河内祥子著)</p> <p>・進め方の留意事項 危機管理意識を醸成するための校内研修の方法として、事例演習とイラストを基にリスクマネジメントを学ぶという二つの方法を紹介した。また、それを実際に本時で体験的に学べるようにしたことでその有効性を実感できるようにした。配慮事項としては、</p> |

| |
|---|
| <p>課題やイラスト等の教材選定については、できるだけ身近でありがちな事例や日常的な学校の一場面を選ぶことが研修を受ける者全員にとって自分の力で考えやすく発言もしやすくなること、ワークショップについては、検討時間を十分にとることで充実すること、全体は発表については、時間の余裕がない場合でも代表グループでよいから全体での意見交換の時間をもつことが学修内容の共有化のポイントであること、が伝わるよう、実際に実施して示せるよう配慮した。</p> <p>・その他 具体的な事例やイラストを基に研修することで、当事者意識で取り組み、客観的な目で事件の背景や原因を多角的に分析でき、冷静な判断することができていた。また、各自が自分の考えを積極的に発言しており、望ましい危機管理の在り方及び危機管理研修の在り方について主体的に学んでいた。</p> |
|---|

○ 第4回

(目的)

- ・学校危機の一例として「いじめ問題」を取り上げ、効果的ないじめ防止への障害となり得るいじめ防止活動に対する教員の温度差に関する問題及びいじめの重大事態に関する認識の問題にかかわる事例について検討する。

| 時間数 | 内容、形態、使用教材、進め方等 |
|--------------|---|
| 1コマ (80分) | <p>・内容および実施形態</p> <p>(1) いじめ問題に係る現状について 〔内容〕本講義の導入として、平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸問題に関する調査における全国いじめ認知件数、および「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)の改正に係る素案などを題材に、いじめ問題に係る現状について理解を深めた。 〔実施形態〕授業者(金綱)が講義により授業を進めた。PPTスライドにより、「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸問題に関する調査の結果(一部)」、「いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく総務省からの勧告」、「いじめ防止対策推進法改正に関する新聞記事」を示し、今日的学校危機管理課題の一つであるいじめ問題を取り巻く課題について概説した。</p> <p>(2) 教員の「温度差」問題について 〔内容〕ある都道府県で実施された教員対象のアンケート調査の結果を示し、学校におけるいじめ防止活動やいじめ事態への対応に関して教員間に存在する「温度差」について概説。 〔実施形態〕授業者(金綱)がPPTスライドにていじめ防止における教員間の温度差問題を示唆する資料を提示し、その内容について概説した。</p> <p>(3) グループ・ワーク1：教員の温度差問題への対応 〔内容〕①受講者の学校において先に提示した資料と同様の温度差問題があると感じるか、そして②そうした温度差を感じる教員に対して、より積極的ないじめ防止を促すためにどのような対応をしているかについて演習形式で協議した。 〔実施形態〕受講生3~4名で、いじめ防止・対応に関する教員間の温度差問題をテーマに、実態と課題及び対応策について協議した。協議後はグループごとにその内容について発表し、全体で共有した。</p> <p>(4) 重大事態の理解と対応 〔内容〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に定められた重大事態の定義を確認・共有し、重大事態の適切な認知と、その後の対応について概説。</p> |

〔実施形態〕 授業者（金綱）がPPTスライドによりいじめ防止対策推進法第28条第1項の条文を示し、いじめの重大事態の認知に係る要件と、その後の適切な対応について概説した。

（5）グループワーク2：いじめの個別事例の検討

〔内容〕 いじめの個別事例を提示し、「いじめの予防・対応」「加害・被害生徒への指導・支援」「保護者対応」の3つの観点から協議。

〔実施形態〕 いじめの個別事例を提示し、受講者3～4名のグループで「いじめの予防・対応」「加害・被害生徒への指導・支援」「保護者対応」の3つの観点から事例を検討・協議した。グループによる協議の後に情報共有の時間を取る予定であったが時間が足らずグループ間の共有にまでは至らなかった。

・使用教材

- ① 「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸問題に関する調査結果（一部）」（文部科学省）
- ② 「いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく総務省からの勧告（概要）」（文部科学省）
- ③ 「いじめ個別事例」

・進め方の留意事項・課題・反省等

学校の危機管理研究Ⅰの反省より、授業者の解説を最低限とし、グループによる協議・検討の時間を多く割いたことで、活発なグループ協議と、その後の情報共有ができたことはよかった。しかしながら、後半の個別事例検討については、やはり時間が足らず情報共有にまで至らなかったことは反省点であり、次年度以降の課題としたい。

○ 第5・6回

（目的）

- ・保護者とよりよい関係を構築し、連携して児童生徒を支援していくための面接の在り方について検討する。また、危機的な状況においても問題をこじらせることなく、ともに問題解決に向かっていくための面接の在り方について検討する。

| 時間数 | 内容、形態、使用教材、進め方等 |
|---------------|--|
| 2コマ (160分) | <p>・内容および実施形態</p> <p>（1）グループづくり 〔内容〕 本講義はグループでロールプレイを実施するため、演習に先立ち、受講者間の関係づくりを行った。具体的には、各グループにおいて、受講者自身が自己紹介を行ったうえで、簡単なゲーム（あなたにインタビュー！）を実施した。 〔実施形態〕 グループに分かれ、関係づくりのゲームを行った。</p> <p>（2）保護者面接のロールプレイ 〔内容〕 まずグループ内で2人ずつペアをつくり、これまでに経験した対応に困難を感じた保護者の事例について共有した（ワークシート1）。次に、「保護者役」、「教師の役」、「観察」の3つの役割を分担してもらい、各グループでロールプレイを実施した。1回あたり約10分行い、終了後に感想やアドバイスをワークシート2に記入したうえで、グループで共有した。ロールプレイは、役割を交換しながら計3回実施した（途中、休憩をはさんだ）。最後に、グループで協議した内容について発表し、全体で共有した。 〔実施形態〕 ワークシート1、2を用いて演習を行った。</p> <p>・使用教材</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「あなたにインタビュー！」ゲームのためのカード ② ワークシート1 保護者への対応に困難を感じた事例 |

| | |
|--|---|
| | <p>③ ワークシート2 ロールプレイのふりかえり</p> <p>・進め方の留意事項・課題・反省等 ロールプレイおよびその後の協議は活発に行われたが、時間配分には課題が残った。</p> |
|--|---|

○ 第7回

(目的)

- ・スクール・コンプライアンスとリスク・マネジメントの概念整理を行い、学校における危機管理の在り方について検討を行う。

| 時間数 | 内容、形態、使用教材、進め方等 |
|--------------|---|
| 1コマ (80分) | <p>・内容および実施形態</p> <p>(1) 「失敗から学ぶ」、「リーガル・マインドを育む」 [内容] 公立小学校いじめ事件を失敗例として、校長の中立発言を取り上げた。いじめ防止対策推進法は被害者側に寄り添うことを求めており、いじめ対応に中立はあり得ない。リーガル・マインドとは多数の判例を知ることによって法的追及に耐えられる嗅覚を鍛えることである。また、「寄り添う」ことは全受容ではなく傾聴と調査に基づいて受け入れることである。現在、人々の価値観の多様化に伴い、学校は「愛と情熱と信頼」に基づく情緒的なものから、「権利・義務の関係」として法化現象が進み、経験に基づく判断からガイドライン等を重視した対応が求められていることを説明した。 [実施形態] 授業者(坂田)が講義により授業を進めた。「失敗例」、「学校の法化現象」について印刷配布し、説明を加えた。</p> <p>(2) 校種別訴訟リスクの変化および各校種最大リスクの判例 [内容] 小・中・高では訴訟リスクの内容が異なり、順に「授業中の事故」、「いじめ」、「部活動」が最大リスクである。高校の部活動体罰不登校訴訟では、体罰リピーター教員の出現率は約50%であることや被害届を出されればほぼ有罪であることを補足説明した。中学校いじめ自殺損害賠償請求訴訟では、法は最低の教員を想定しており、点ではなく総量として評価されるようになったことを強調した。小学校凶工ハサミ事故損害賠償請求訴訟では、事故の予見性の可否が重要であり別事案のプール事故についても補足し監視カメラや役割分担などの必要性を説明した。 [実施形態] 授業者(坂田)が講義により授業を進めた。「訴訟リスクの変化のグラフ」および「事案の概要」、「原告」、「裁判所の判断」、「留意点」についてまとめた判例を印刷配布し、説明を加えた。</p> <p>(3) 三つの責任 [内容] 行政責任は簡潔に、刑事責任、民事責任については判例を挙げて説明した。刑事責任は一般に、学校事故では業務上過失致死傷罪、体罰では暴行罪、傷害罪、傷害致死罪が適用されるが、小学校教員体罰常習暴行事件では体罰常習者として暴力行為等処罰に関する法律の適用を受け、より社会の見る目が厳しくなったことを説明した。民事責任では、一般に国家賠償法が適用され設置者が負担するが、体罰自殺損害賠償費用請求償訴訟では、教員個人に学校設置者が払った損害賠償費用の半額負担が認められ、個人の責任が問われるようになったことを説明した。 [実施形態] 授業者(坂田)が講義により授業を進めた。「事案の概要」、「被告人」、「裁判所の判断」、「留意点」についてまとめた判例を印刷配布し、説明を加えた。</p> <p>(4) まとめに代えて [内容] 教員が保護者を訴えた女性教員刺殺損害賠償請求訴訟を紹介し、権利調整型の学校観が広まってきている現在、話し合えば分かり合えるという予定調和型の学校観に基づく教育を行うには、関係性を構築して価値観の共有が不可欠であるとした。</p> |

〔実施形態〕授業者（坂田）が講義により授業を進めた。「事案の概要」、「被告人」、「裁判所の判断」、「留意点」についてまとめた判例を印刷配布し、説明を加えた。

・使用教材

- ①公立小学校いじめ事件
- ②校種別訴訟リスクグラフ
- ③裁判例
 - ・バレーボール部体罰不登校訴訟
 - ・中学校いじめ自殺損害賠償請求事件
 - ・小学校凶工ハサミ事故損害賠償請求訴訟
 - ・小学校教員体罰常習暴行事件
 - ・体罰自殺損害賠償費用請求償訴訟
 - ・女性教員刺殺損害賠償請求訴訟

・進め方の留意事項

授業者（坂田）が講義により授業を進めた。説明を中心の授業形態であるので、判例を多く用いて理解が深まるようにした。特に近年の法令や裁判所の判断の変化が分かるように説明を加えた。また、より深い理解が必要な場合には、補足的な判例を紹介するようにした。

・その他

終始講義形式で行ったが、多角的にリスク・マネジメントのポイントを説明したので、メモを取りながら学んでいた。

○ 第8回

（目的）

- ・判例や典型的な事例に基づき演習を行い、これからの学校に求められる危機管理の在り方について検討する。

| 時間数 | 内容、形態、使用教材、進め方等 |
|--------------|--|
| 1コマ (80分) | <p>・内容および実施形態</p> <p>(1) 演習：発達障害をめぐるトラブルへの対応</p> <p>〔内容〕発達遅滞を伴うADHDである小学校6年生Aが学校統合で同学級になった児童Eを小突いて転倒させたということについて、両保護者がいじめの有無についてトラブルになったという事案について、①Aの言動について学校側はどのように評価すべきか、②行動を個性と受け容れるべきとのAの保護者の主張についてどう考えるべきか、③各自が同校の教員であったとして、どのような対応をとるべきか、検討・議論した。まず、各自で検討を加えた後、勤務校種が同じ4人グループで協議し、次に、小・中1グループずつが代表して発表した。小学校からは、「Eがいじめと言う限りいじめであり、学校としてEを守る体制を組織的に行う。Aについては個性として受け容れるが指導は必要であり、保護者と共に行う。統合前から予想できる事態なので、専門機関や保護者同士の加わり共通理解を図りたい。」であった。中学校からは、「Aの指導を引き続き行い、個性として認めるだけでなく共生社会を創ることが重要である。統合前は情報提供を、統合後はSCやSSWも加わりAが落ち着ける施設面の整備等をしたい。」であった。他グループも概ね同様であった。</p> <p>〔実施形態〕授業者（坂田）がファシリテーターとなり授業を進めた。2枚の配布資料「演習課題と検討の視点」、「個人検討メモ、協議メモ」を基に、個人検討の後、校種ごとに4人（一部3人）グループでの協議し、その後代表グループが発表した。</p> <p>(2) 解説</p> <p>〔内容〕「いじめ防止対策推進法」に基づき「いじめの定義」、「三要件」「主観主義」を確認し、学校間でいじめ認知件数に顕著な格差があるという問題点を指摘した。総務省</p> |

「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」によると、「継続性」「集団性」「一方的」という独自の要件を加重して限定解釈する学校が続出しているためである。本時の演習課題といじめ問題との交点は、公立小学校いじめ損害賠償請求訴訟にあるように、司法判断は、加害者の損害賠償請求について民事的な関係において不法行為を構成するか否かにかかわらず、適切な措置を講じることが求められるとして過失を一部認容した。これは、「教育課題としてのいじめ」と「法的問題としてのいじめ」を峻別し、衝突や摩擦が発生した場合には、事実関係の確認や児童への指導、保護者への報告義務が必要であり、小まめに対応、小まめに報告連絡するという指導責任が生ずることを意味している。また、特別支援教育との交点として、障害児加害事故訴訟の司法判断では加害児童の保護者の責任のみを認容した。障害者差別解消法により社会的障壁を撤廃し合理的配慮が必要だが、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」としていることから、学校の障害児の受け入れについては確定診断を行った上で、常時付き添いをしないことと安全管理を徹底することの両立はできないとはっきり言うべきである。

〔実施形態〕授業者（坂田）が法令に基づいて演習課題を読み解くため、法令の要点や総務省の勧告、裁判例を講義により解説した。

（3）まとめに代えて

〔内容〕いじめ防止対策推進法は理想だが学校現場への負荷は大きい。また、障害者差別解消法との調整もできていない現実がある。しかし、正義とは、定められた手続きを経て出された「解」であり、不正義は、定められた手続きを経ていない「解」であることを伝えた。

〔実施形態〕授業者（坂田）が講義でまとめた。

・使用教材

- ①演習課題：発達障害をめぐるトラブルへの対応
- ②いじめ防止対策推進法
- ③総務省「いじめ防止対策の推進に関する調査報告に基づく勧告」
- ④参考裁判例 ・公立小学校いじめ損害賠償請求訴訟
・障害児加害事故訴訟
- ⑤「いじめの『峻別』と学校の指導責任」坂田仰（2018. 07）

・進め方の留意事項

「学校の危機管理研究Ⅱ」の第7回は講義形式であったので今回は考えの記述や話し合い、全体での共有の時間が取れるように演習時間を多く取った。その後、必要な解説を加え、より理解が深まるようにした。

・その他

演習を主としたため、自分事として考えることがより促された。その後、演習事例に関連した判例を挙げて解説を加えることで、各自自分の考えの適切度を自己判断でき、学びの定着度が高まった。

5) 「学校の危機管理研究Ⅰ・Ⅱ」の実施状況

| | 学校の危機管理研究Ⅰ | 学校の危機管理研究Ⅱ |
|------|--|--|
| 受講対象 | 教職経験7年以降の教員 (管理職候補者を含む) | 教職経験7年以降の教員 (管理職候補者を含む) |
| 受講人数 | 1日目(80名)、2日目(89名) | 1日目(35名)、2日目(36名) |
| 開講日 | 令和元年8月2日(金)、8月7日(水) | 令和元年9月21日(土)、10月26日(土) |
| 会場 | 香川県教育センター | 香川県教育センター |
| 日程講師 | (1日目) ① 9:25~10:50 柳澤良明、津山勝義、野村一夫 ② 11:00~12:25 毛利 猛、津山勝義、野村一夫 ③ 13:25~14:50 黒川雅代(外部招聘講師) ④ 15:00~16:25 黒川雅代(外部招聘講師) (2日目) ① 9:25~10:50 宮前淳子、津山勝義、野村一夫 ② 11:00~12:25 宮前淳子、津山勝義、野村一夫 ③ 13:25~14:50 金網知征、津山勝義、野村一夫 ④ 15:00~16:25 金網知征、津山勝義、野村一夫 | (1日目) ① 9:25~10:50 柳澤良明、津山勝義、野村一夫 ② 11:00~12:25 毛利 猛、津山勝義、野村一夫 ③ 13:25~14:50 河内祥子(外部招聘講師) ④ 15:00~16:25 金網知征、津山勝義、野村一夫 (2日目) ① 9:25~10:50 宮前淳子、津山勝義、野村一夫 ② 11:00~12:25 宮前淳子、津山勝義、野村一夫 ③ 13:25~14:50 坂田 仰(外部招聘講師) ④ 15:00~16:25 坂田 仰(外部招聘講師) |

6) 実施後の評価

ア 受講者アンケート調査の結果

研修プログラムの内容等の妥当性及び効果等の評価検証を目的とした受講者アンケートを実施した。アンケートは研修日当日に研修会場で配布し、学修時間ごとに以下の6項目について4件法で回答を求め、研修終了後に回収した。学校の危機管理研究Ⅰでは1日目に71名、2日目に85名の参加者からアンケートを回収した。また学校の危機管理研究Ⅱでは、1日目に34名、2日目に35名から回収した。各研修日の結果を表5~8に示す。

1. 本日の授業の難易度や進行速度は適切でしたか(授業難易度・速度)
2. 本日の授業内容は、シラバス(授業計画)に沿った内容でしたか(授業の計画性)
3. 本日の授業に関する事前学修は、授業理解の助けになりましたか(事前学修の適切さ)
4. 本日の授業内容は、現職教員研修として適切な内容でしたか(情報の適切さ)
5. 本日の授業内容は、今後の学校運営における危機管理にあたって十分に実践的内容になっていましたか(実践的妥当性)
6. 本日の授業内容は、現職教員研修として満足できるものでしたか(満足度)

【表5 学校の危機管理研究Ⅰアンケート結果(1日目/n=71)(%)】

| | とてもそう思う | そう思う | あまりそう思わない | そう思わない |
|----------|---------|------|-----------|--------|
| 授業難易度・速度 | 54.9 | 40.8 | 3.9 | 0.4 |
| 授業の計画性 | 57.6 | 40.7 | 1.5 | 0.4 |
| 事前学習の適切さ | 46.8 | 43.0 | 8.4 | 1.8 |
| 情報の適切さ | 64.4 | 32.4 | 2.8 | 0.4 |
| 実践的妥当性 | 62.0 | 33.5 | 4.2 | 0.4 |
| 満足度 | 59.8 | 36.7 | 3.2 | 0.4 |

【表6 学校の危機管理研究Ⅰアンケート結果（2日目/n=85）（％）】

| | とてもそう思う | そう思う | あまりそう思わない | そう思わない |
|----------|---------|------|-----------|--------|
| 授業難易度・速度 | 39.4 | 51.4 | 8.1 | 1.2 |
| 授業の計画性 | 45.8 | 47.6 | 4.5 | 2.1 |
| 事前学習の適切さ | 36.7 | 46.4 | 13.0 | 3.9 |
| 情報の適切さ | 49.2 | 38.8 | 9.9 | 2.1 |
| 実践的妥当性 | 49.2 | 34.3 | 14.1 | 2.4 |
| 満足度 | 45.6 | 38.5 | 13.8 | 2.1 |

「学校の危機管理研究Ⅰ」では、1日目・2日目ともにいずれの項目についても「とてもそう思う」及び「そう思う」と肯定的回答の合計が回答者の85%以上を占めることから、研修プログラム全体としては概ね支持されたと考えられた。しかしながら、1日目と2日目を比べると、プログラム全体の満足度を含めた全項目にわたって2日目の方が肯定的回答の割合が下がってしまったことから、特に2日目の研修内容について、見直しの必要性が認められた。この点については次年度に向けて改善を図りたい。

【表7 学校の危機管理研究Ⅱアンケート結果（1日目/n=34）（％）】

| | とてもそう思う | そう思う | あまりそう思わない | そう思わない |
|----------|---------|------|-----------|--------|
| 授業難易度・速度 | 47.1 | 46.3 | 6.6 | 0.0 |
| 授業の計画性 | 50.4 | 45.9 | 3.7 | 0.0 |
| 事前学習の適切さ | 47.6 | 45.6 | 6.8 | 0.0 |
| 情報の適切さ | 68.2 | 28.9 | 2.2 | 0.7 |
| 実践的妥当性 | 64.7 | 29.5 | 5.9 | 0.0 |
| 満足度 | 60.0 | 34.1 | 5.9 | 0.0 |

【表8 学校の危機管理研究Ⅱアンケート結果（2日目/n=35）（％）】

| | とてもそう思う | そう思う | あまりそう思わない | そう思わない |
|----------|---------|------|-----------|--------|
| 授業難易度・速度 | 68.5 | 28.5 | 3.1 | 0.0 |
| 授業の計画性 | 65.2 | 31.8 | 3.1 | 0.0 |
| 事前学習の適切さ | 71.0 | 22.9 | 4.7 | 1.5 |
| 情報の適切さ | 83.4 | 15.1 | 1.5 | 0.0 |
| 実践的妥当性 | 80.9 | 17.7 | 1.5 | 0.0 |
| 満足度 | 79.0 | 16.5 | 4.6 | 0.0 |

「学校の危機管理研究Ⅱ」については、1日目、2日目ともにいずれの項目についても「とてもそう思う」「そう思う」の肯定的回答が9割以上となり、研修プログラム内容が支持されたことが伺えた。特に2日目の「情報の適切さ」「実践的妥当性」はいずれも8割以上の回答者が「とてもそう思う」と回答しており、高い満足度につながったことが伺えた。学校の危機管理に関するプログラム開発・実施に当たっては、「Ⅰ：行内体制づくり」において、学校危機管理に係る基本的事項や考え方を理解した上で、「Ⅱ：個別事例研究」においてより具体実践的な事案における対応方法や能力などを身につけることをコンセプトとしていた。また学修方法はどちらも可能な範囲でアクティブ・ラーニングを取り入れるよう工夫されていた。これらのことから勘案すると、受動的な講義形式の学修内容が中心であった「Ⅰ」よりも、より能動的な演習形式を取り入れた具体実践的な学修内容であった「Ⅱ」の方が、現職教員にとって適切かつ実務的に有益と感じ、高い満足感を得た受講者が多かったのではないかと推測された。

各時間のプログラムについての実施状況は先に整理した通りであるが、プログラム開発・実施に係る全体としての理念や学修内容及び方法については、受講者アンケートで見る限りにおいては、一定程度目的を達成したといえるのではないかと考えられる。

なお主体的な学修を促すことを主たる目的として開発・実施した「事前学修」システムについては、他の項目に比べて肯定的な回答の割合が相対的に低くなっていた。これについては、録画内容や発信時期、発信方法や視聴方法、事前学修の内容の研修日当日の活用方法などを改善し、受講者から支持されるための更なる工夫に努めたい。

イ プログラム評価委員（外部）による評価

外部のプログラム評価委員 4 名に研修の様子を参観及びビデオ視聴の上、評価票を作成いただいた。評価の観点は以下の 4 項目であった。

1. 現職教員研修としての情報の適切さ・実践的妥当性
2. 教職大学院における教育としての水準の妥当性
3. アクティブ・ラーニング等による現職教員研修の在り方の提案性
4. その他意見及び感想

「学校の危機管理研究Ⅰ」においては、事例等を用いての学校安全に係る基本的な法規や政策の丁寧な解説や、少人数グループによる演習などアクティブ・ラーニングを取り入れた学修内容について、受講者の理解促進の助けとなっているとの肯定的な評価をいただいた。また研究者教員による学術研究に基づいた理論的講話と、実務者教員による豊富な現場経験に基づいた具体実践的な場での考え方や管理職としての姿勢についての講話がセットで展開されていることについて、大学院教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）の授業の一環としての水準の妥当性（理論と実践の往還の実現）についても肯定的な評価をいただいた。

しかしながら一方で、一部の科目内容については、テーマとしては受講者のニーズに沿ったものであるが、その内容は基本的な事柄が中心となっており、管理職候補者を中心とした受講者のレベルに合致しない部分も少なくないとのこと指摘をいただいた。この点については次年度に向けた課題として、受講者のニーズとレベルに合致したより専門性の高い学習内容へと改善を図りたい。

「学校の危機管理研究Ⅱ」においては、「個別事例研究」をコンセプトに、グループワークによる事例・判例検討や、保護者、教員、管理職などの役割分担をしてのロールプレイなど、具体実践的な学修内容をより多く取り入れた演習中心の内容であったため、学校危機管理について管理職の実践的な資質・能力の向上に資する深い学びとなっていたとの高い評価をいただいた。今年度は用いた事例の多くは講師が準備したものであったが、事前学修の機会等を用いて、個々の受講者が現場で実際に直面している課題事例を持ち寄って検討することで、より現実的な課題解決に向けた協議ができるのではないかと貴重な示唆もいただいた。学校ごとの個別事例は、個人情報保護等の観点からそのまま用いるのが難しい場合も少なくないが、次年度以降の取り組みとして検討したい。

学校の危機管理研究ⅠとⅡの全体を通してのご指摘として、先述したように、必修研修であった「Ⅰ」の内容が基本的な学修内容を中心とした構成となっていたのに対して、希望者のみが参加した「Ⅱ」の内容は、より具体実践的であったことから、より多くの受講者が受講する必修研修の内容と、希望者のみの選択研修の内容について再考の余地があるのではないかとのご意見をいただいた。この点についても、次年度以降の課題として改善を図っていきたい。

(2) 研修プログラム実施に係る基礎的情報の収集（事前学修の導入）

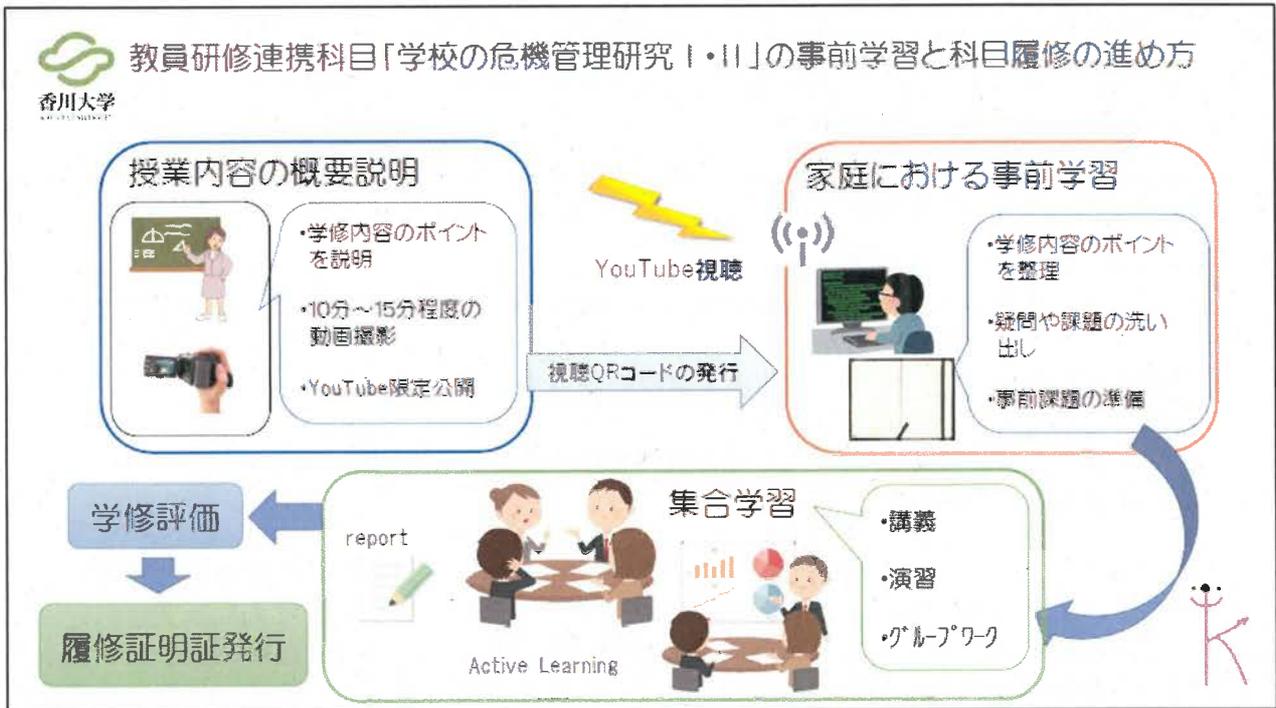
「学び続ける教員」として、主体的な受講を促すための方策の一つとして、事前学修の導入を試みた(図4)。

1) 事前学修用動画の配信

学習内容のポイント等を収録した動画を作成し、「YouTube の限定公開」システムを活用することとした。受講に係る手順は以下のとおりである。

- ① 動画視聴に係る URL を「視聴 QR コード」として発行し、受講者へ予めメール送信する。
- ② 受講者は、事前に学修内容のポイントや事前課題等について準備する。
- ③ 事前学修の内容を踏まえて、講義及び演習を実施する。

【図4 事前学修システム】



2) 事前学修用動画の作成・配信を内製化するための取組

学校の危機管理に係る内容は、多種多様であるとともに、学校を取り巻く状況や環境、参考とする判例や事例等が大きく変化する。このことから、事前学修用動画は、授業目的に即して取り入れ適宜更新を行う必要がある。

また、事前学修システムの持続可能性を担保するためには、事前動画の作成及び配信に係る技能を大学教職員が修得し、内製化することにより所要経費の負担を軽減する必要がある。

そこで、動画作成等の内製化支援業者とともに、事前学修システムとして、次の内容に関して具体的な方策を検討した。なお、初心者でも抵抗なく制作できるよう手順を動画で作成した。

① 事前準備

- ・YouTubeチャンネルに動画制作者を招待する方法
- ・チャンネルの新規作成
- ・チャンネル名の変更
- ・チャンネルの削除

② 動画撮影

- ・iPad又はiPhoneとワイヤレスマイクを使用した制作

③ 動画編集

- ・コンピュータからiPad又はiPhoneへの画像データの送信方法
- ・PowerPointのスライドを画像(JPEG又はPNG)での保存方法
- ・動画編集アプリ iMovie の使い方

④ 動画のアップロード

- ・iMovieからYouTubeへアップロードする方法

【図5 事前学修動画の制作・配信】



(3) 教員研修に係る県教育委員会と教職大学院の連携・協働

1) 教員研修連携科目の創設

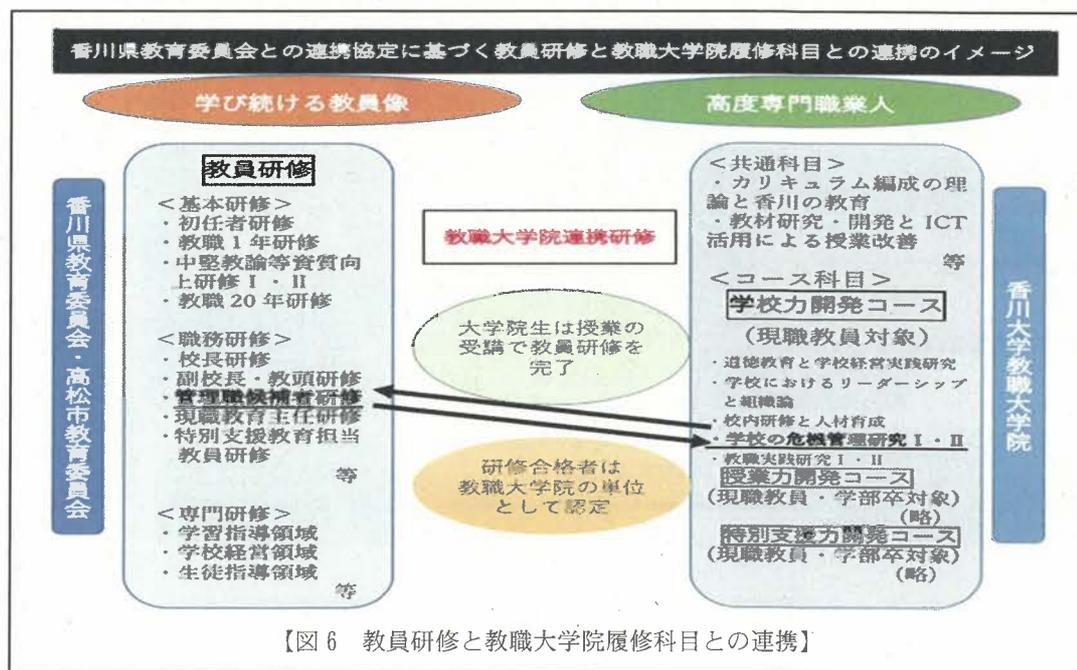
教職生活全体を通じて学び続ける教員を支え、教員の資質・能力の多様化及び高度化を図り、現職教員を対象とした大学院レベルの高度な研修プログラムを開発・実施することが求められている。

香川大学教職大学院では、令和2年(2020年)4月の「教科領域を含む拡充した教職大学院への移行」に向け、学校力開発コースの基本的な考え方として、香川県教育委員会・香川県教育センターとの連携協力を強化し、香川県教員等人材育成指標に基づいた危機管理をはじめとする高度な実務能力を備えたスクールリーダーの育成に取り組むことを重点目標とした。

香川大学教育学部と香川県教育委員会は、平成14年(2002年)5月30日に、教育の資質・能力の向上及び教育上の諸課題への対応のため、相互に連携協力して実践的な研究及び活動を行い、その成果を生かして香川県の教育の充実・発展を図ることを目的とした「香川大学教育学部と香川県教育委員会との連携協力に関する覚書」を取り交わしている。これに基づき、「香川大学教育学部と香川県教育委員会との連携協議会」を設置し、毎年継続的に協議行っている。また、連携協議会の下、課題に応じて「専門委員会」を設置して連携協力に係る具体的な事項について検討することになっている。平成30年(2018年)2月には、教職大学院での学修と教員研修との連携協力の在り方について検討する「教員研修システム共同開発委員会」を設置した。

本事業の委嘱を受け開発される「学校の危機管理」に関するプログラムの実施対象として、従来の教員研修体系の中で最も関連の深い研修を実施していた「管理職候補者研修」との連携を模索した(図6)。「管理職候補者研修」を所管している香川県教育委員会事務局義務教育課との協議を重ね、次の点について合意し実施した。

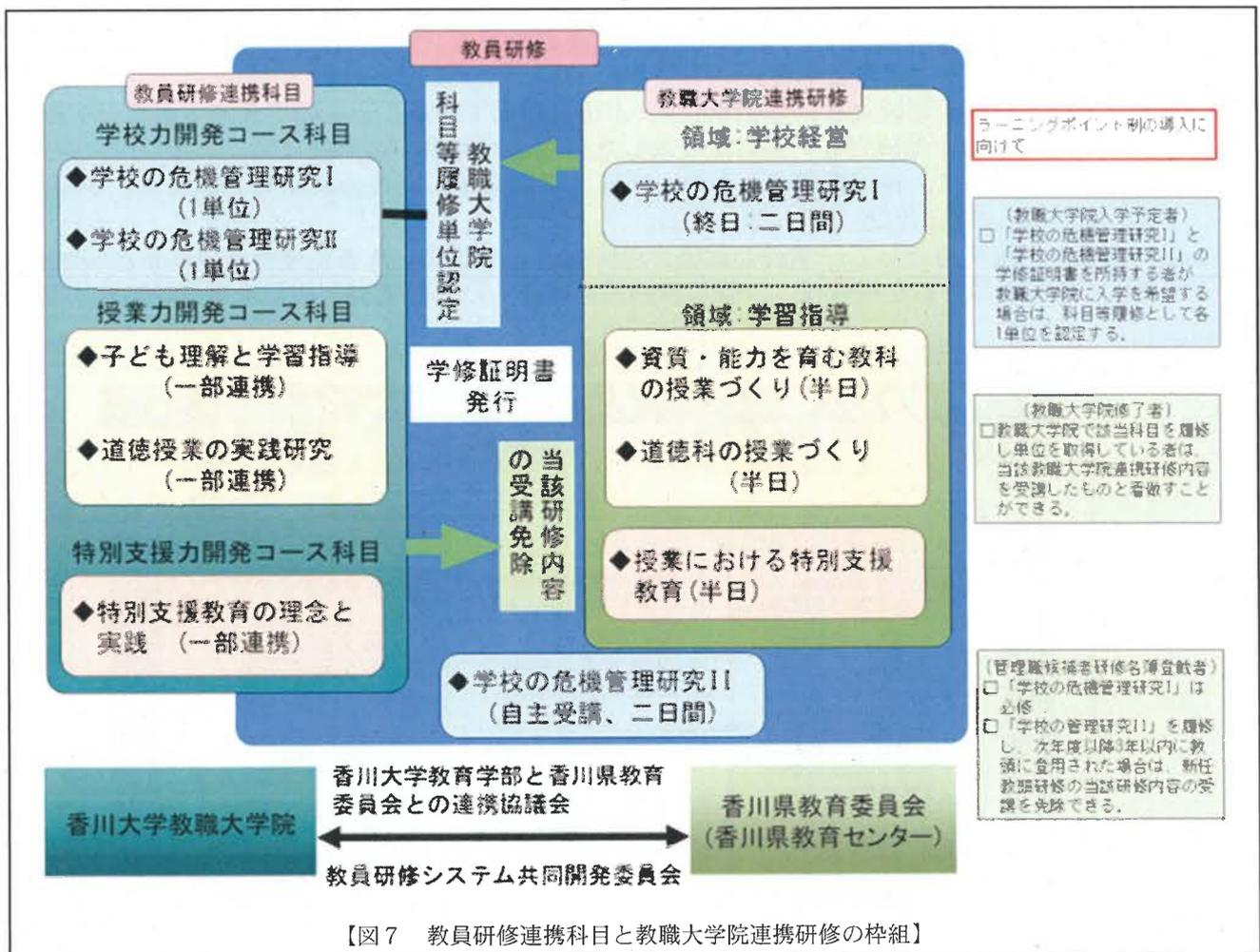
- ① 「学校の危機管理研究Ⅰ」(2日間)を「管理職候補者研修」内容の一部とし、管理職候補者を対象とした悉皆研修とする。
- ② 「学校の危機管理研究Ⅱ」(2日間)は、土曜日開催であることを踏まえ自主研修とする。
- ③ 「学校の危機管理研究Ⅱ」を自主受講した管理職候補者が翌年度以降、3年以内に教頭に登用された場合は、香川県教育センター所管の職務研修「新任教頭研修」のうち、学校の危機管理に係る研修内容を受講免除とする。
- ④ 教職大学院科目として「学校の危機管理研究Ⅰ」を履修した者が翌年度以降管理職候補者として名簿登載された場合は、「管理職候補者研修」における当該研修を受講免除とする。



2) 教職大学院連携研修の創設

「教員研修システム共同開発委員会」への提言内容を検討するため、香川大学教職大学院と香川県教育委員会及び高松教育委員会の連携により「教員研修システム共同開発ワーキンググループ」を編成し、教員研修に係る今後の連携・協働の在り方について協議を行った。5回の協議により、次の5点が「教員研修システム共同開発委員会」の提案として、令和2年2月13日に開催された「香川大学教育学部と香川県教育委員会との連携協議会」において了承された(図7)。

- ① 香川県教育センターの教員研修体系の一つとして、「教職大学院連携研修」を創設する。
 - ・令和2年度は、「学校の危機管理研究Ⅰ」、「資質・能力を育む教科の授業づくり」、「道徳科の授業づくり」、「授業における特別支援教育」を開講する。
- ② 教職大学院連携研修の受講者には、香川大学教職大学院及び香川県教育センターが連名で「受講証明書」を発行する。
- ③ 「教職大学院連携研修」の内容は、香川大学教職大学院において「教員研修連携科目」として位置付け、教職大学院院生は正規履修科目として受講可能とする。
- ④ 教職大学院連携研修のうち、「学校の危機管理研究Ⅰ」及び「学校の危機管理研究Ⅱ」については、香川大学教職大学院への入学を予定している受講者の科目等履修生としての申請を認め、科目等履修として各1単位を認定する。
- ⑤ 教職大学院連携研修のうち領域学習指導の3研修については、教職大学院履修科目内容の一部として開講することから、教職大学院において当該履修科目の単位を取得した者は、教職大学院修了後3年以内に限り、当該教職大学院連携研修を受講したものと見做し、受講を免除することができる。



3 連携による研修についての考察

(連携を推進・維持するための要点、連携により得られる利点、今後の課題等)

(1) 連携を維持・推進するための要点

「教科領域を含む拡充した教職大学院への移行」を検討するにあたり、香川県におけるスクールリーダー養成についての意識を共有し、教職大学院履修科目と県教育委員会による教員研修との連携を図るための具体的な研修プログラムとして、「学校の危機管理研究Ⅰ・Ⅱ」を開発することができた。

研修プログラムの開発・実施では、香川大学教育学部と香川県教育委員会による「連携協議会」の下に、「教員研修システム共同開発委員会」を設置しその中に、県教育委員会において人事管理を担当する義務教育課管理主事、教員研修を主管する県教育センター教職員研修課課長・指導主事、教職大学院教員による作業部会（ワーキンググループ）を編成することができた。作業部会では、香川県の状況と教員育成指標に基づいたスクールリーダー養成について、課題意識を共有し、研修内容はもとより受講者募集や出欠確認、受講証明書発行などの受講管理、研修体系見直しの方向性まで具体的な検討を行うことができた。

行政機関として教員研修を主管している県教育委員会と教育機関である教職大学院が連携を維持・推進するためには、目的を共有し、実務担当者レベルでの協議が不可欠である。異なる組織間で連携するためには、各組織内で機関決定する必要がある。提言内容とともにその根拠と効果の見通しなどをまとめ、稟議による決済が必要となる。教職大学院と県教育委員会の連携による研修プログラムを開発し実施するには、異なる組織をつなぐ「橋渡し役」が必要であり、各実務担当者がその意義を共有し、主体的に連絡・調整機能を果たすことが欠かせなかった。

(2) 連携により得られる利点

教員等人材育成指標の策定を契機に教員研修体系と研修内容の見直しが求められている。特に大量退職・大量採用により教員の経験年数の均衡が崩れる中、学校運営の推進役となるスクールリーダーとして中堅教員の高度な実務能力の育成が急務となっている。そこで、県教育委員会が実施している「管理職候補者研修」の内容の一部として、教職大学院履修科目の内容を提供することを目指した。プログラムの開発から実施及び評価に至るまでの検討の過程を通じ、県教育委員会と教職大学院の両者にとって相補的な意義を確認することができた。理論を背景とした研修の高度化と学校現場で発生している課題に即した実務能力の育成を図ることができ、教職大学院の教育理念となっている「理論と実践の往還」を具現化することができた。

受講者である教員からは、開発プログラムの実施により、学校の危機管理を体系的に学ぶことができたとの評価があった。また、土曜日開催とした「学校の危機管理研究Ⅱ」を自ら受講した教員数は40名余（「学校の危機管理研究Ⅰ」42名、「学校の危機管理研究Ⅱ」40名）と人数は多くないものの、そのうち、25名は4日間すべてを受講している。このことから、「学び続ける教員像」が求められている中、主体的な研修を望む教員の存在が明らかになった。

さらに、県教育委員会と教職大学院の連携に係る協議を踏まえ、県教育委員会として主管の研修とすることはできないが、研修意欲が高い教員への処遇措置が検討された。県教育委員会は、受講証明取得後3年以内に教頭に登用された場合は、職務研修として悉皆研修として実施する「新任教頭研修」の当該内容の受講を除外することの通知を発出した。この通知を受け、土曜日

に1日(8時間)受講した「管理職候補者」は14名であった。このことは、「学びたいことを、学べる時に」といった教員の研修環境を柔軟に整備することの必要性を示唆するものであった。こうした教員研修と連携した教職大学院科目の実施は、研修内容の高度化とともに、指定研修のような「受け身の研修」から「自ら職務能力を開発する研修」への転換を図ることになる点となるものと考えられる。

今年度の実績を踏まえ、次年度は県教育センターが主管する研修体系に「教職大学院連携研修」が創設され、教職経験に応じた悉皆研修(基本研修)の「中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・Ⅱ」の一部が免除される「選択研修」として位置付けられることになった。教職員にとっては、選択の幅が広がり、研修として「学びたいこと」を受講することができる環境が整備された。

(3) 今後の課題

連携を図った教育研修を推進するためには、次年度から県教育センターの研修体系に位置付けられた教職大学院連携研修の講座内容について、教職員等人材育成指標に基づき検討し、研修の高度化を図る必要がある。

また、「学びたいことを学べる時に」といった教員研修に係るラーニングポイント制の導入を志向するにあたっては、教員研修連携科目と教職大学院連携研修講座の拡充を図り、体系化すること必要がある。

4 その他

[キーワード] 教職大学院、教員研修、管理職候補者研修、リカレント教育、学校の危機管理、メンタルヘルス、事前学修、ラーニングポイント、事例研究

[人数規模]

※「本事業の研修対象者として1日でも参加した人数の総数を次の記号の中から選ぶこと。補足事項があれば、()内にご記入すること。

A. 10名未満 B. 11~20名 C. 21~50名 D. 51名以上

補足事項 (県教育委員会主管「管理職候補者研修」との連携を図った)

[研修日数(回数)]

※「受講者が何日間(又は何回)の研修を受講したかを次の記号の中から選ぶこと。補足事項があれば、()内に記入すること。

A. 1日以内 B. 2~3日 C. 4~10日 D. 11日以上
(1回) (2~3回) (4~10回) (11回以上)

補足事項 (「学校の危機管理研究Ⅰ」平日2日間(8コマ)、「学校の危機管理研究Ⅱ」土曜2日間(8コマ)実施した)

【担当者連絡先】

●実施機関 ※実施した大学名又は教育委員会名等を記載すること

| | | |
|-------|---------------------------|-----------------------------|
| 実施機関名 | 国立大学法人香川大学 | |
| 所在地 | 〒760-8582 香川県高松市幸町1番1号 | |
| 事務担当者 | 所属・職名 | 香川大学教育・学生支援室 教職支援グループリーダー |
| | 氏名（ふりがな） | 角田 圭美 （ つのだ たまみ ） |
| | 事務連絡等送付先 | 〒760-8522 香川県高松市幸町1番1号 |
| | TEL/FAX | 087-832-1102 / 087-832-1176 |
| | E-mail | gakusei9@ao.kagawa-u.ac.jp |

●連携機関 ※共同で実施した機関名を記載すること

| | | |
|-------|----------------------------|-------------------------------------|
| 連携機関名 | 香川県教育委員会 | |
| 所在地 | 〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号 | |
| 事務担当者 | 所属・職名 | 香川県教育委員会事務局義務教育課 課長 |
| | 氏名（ふりがな） | 小柳 和代 （こやなぎ かずよ） |
| | 事務連絡等送付先 | 〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号 |
| | TEL/FAX | TEL 087-832-3740 / FAX 087-806-0231 |
| | E-mail | gimukyoiku@pref.kagawa.lg.jp |